

平成14年6月4日(火曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番 佐藤 清 議員	2番 松田 孝 議員
3番 猪倉 謙太郎 議員	4番 石川 忠義 議員
5番 荒木 春吉 議員	6番 安孫子 市美夫 議員
7番 柏倉 信一 議員	8番 鈴木 賢也 議員
9番 伊藤 忠男 議員	10番 高橋 秀治 議員
11番 高橋 勝文 議員	12番 渡辺 成也 議員
13番 新宮 征一 議員	14番 佐藤 穎男 議員
15番 伊藤 諭 議員	16番 佐藤 暘子 議員
17番 川越 孝男 議員	18番 内藤 明 議員
19番 松田 伸一 議員	20番 那須 稔 議員
21番 佐竹 敬一 議員	22番 遠藤 聖作 議員
23番 伊藤 昭二郎 議員	24番 井上 勝・ 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤 誠六 市長	安孫子・也 助 役
渋谷 勝吉 収入 役	大泉 慎一 教育 委員 長
奥山 幸助 選管 委員 長	武田 浩 農業 委員会 会 長
兼子 昭一 庶務 課 長	荒木 恒 企画 調整 課 長
秋場 元 財政 課 長	宇野 健雄 税務 課 長
井上 芳光 市民 課 長	石山 修 生活 環境 課 長
堀米 伸一 土木 課 長 補 佐	片桐 久志 都市 計画 課 長
鹿間 康 下水道 課 長	安達 勝雄 農林 課 長
兼子 善男 商工 観光 課 長	尾形 清一 地域 振興 課 長
安食 正人 健康 福祉 課 長	小松 仁一 会計 課 長
浦山 邦憲 水道 事業 所 長	那須 義行 病院 事務 長
大谷 昭男 教 育 長	芳賀 友幸 管理 課 長
芳賀 彰 学校 教育 課 長	斎藤 健一 社会 教育 課 長
	選挙 管理 委員会
石山 忠 社会 体育 課 長	三瓶 正博 事務 局 長
	監査 委員 局
安孫子 雅美 監査 委員	布施 崇一 事務 局 長
真木 憲一 農業 委員会	
事務局 職員 出席 者	
安孫子 勝一 事務局 長	鈴木 一徳 局長 補 佐

月光龍弘 庶務主査

大沼秀彦 主

任

平成14年6月第2回定例会

議事日程第3号

第2回定例会

平成14年6月4日(火)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成14年6月4日(火)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	介護保険制度について	2年経過した介護保険制度の課題について	15番 伊藤 諭	市長
9	有事法制について	有事法制化についての市長の見解を問う	22番 遠藤 聖作	市長
10	あらためて山形盆地活断層について	有事法制化にともなう市民の人権・生活・営業への影響について 政府の調査結果を受けての市の対策について 活断層のより詳細な調査を実施する意義について		市長
11	市政一般について	緑化フェア成功に向けての課題について 政治姿勢について (1) 分権時代における行政対応について	17番 川越 孝男	市長
12	市政一般について	財政危機と市政改革について	18番 内藤 明	市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 8 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 おはようございます。

私は、社会民主党を代表して、通告番号 8 番、介護保険制度について質問をいたしたいと思います。

介護保険制度は、2000 年 4 月、全国一斉にスタートし、現在 3 年目を迎えています。この介護保険制度は、課題も多く、問題を抱えながらの出発であり、走りながら考え、考えながら走っていこうというものでありました。したがって、この 2 年間の実績を踏まえ、来年 4 月スタートに向け第 2 期介護保険事業計画が検討されています。この第 2 期介護保険事業計画をよりよい、よりすぐれた介護保険制度にしていくため、2 年間の実績の中から課題、問題を明らかにし、みんなで考え、よりすぐれた介護保険制度にしていくことが求められていると思います。

私は、この 3 年間、介護保険制度について多くの人から疑問や悩みを相談されたり、課題や問題などを聞かされてきました。こうした多くの課題の中から、通告している課題について何点かに絞って市長の見解を伺い、市民が求めているよりよい介護保険制度に改善していきたいと思っていますので、誠意ある答弁をお願いするものであります。

最初に、要介護などの認定状況及び利用状況について伺いたいと思います。

2002 年 2 月利用分の状況を見ますと、要支援から要介護 5 までの認定者数は 1,070 人に対して、居宅サービスを受けている人は 683 人、約 64%にとどまっています。また、せっかくサービスを受けている人も、平均して支給限度額の 33%の利用しか受けていません。非常に低い数字であると思います。要介護等の認定を受けながら、387 人、36%の方が居宅サービスを受けていないこととなりますが、居宅サービスを受けない理由、33%しか利用していない低い利用率の原因はどこにあるのか、明らかにしてほしいと思います。

また、サービスを受けるための工夫や利用率を高める対策など、どのように考えているのか伺いたしたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの待機者の問題です。

介護保険制度がスタートする前は、待機者は約 30 人程度と言われていました。昨年は 90 人前後と言っていました。現在の待機者は約 130 人であるとのこと。このように、特別養護老人ホームの待機者が年々急激に増加しています。施設の整備は緊急の課題であります。

また、施設の整備と同時に、在宅で介護を受けたいという要介護者の希望をかなえ、家庭で介護をしている家族の負担を軽くし、在宅で介護や看護を受けられる環境をもっと整備する必要があると思います。そのためには、家庭で介護をしている家族の声を丁寧に聞き、その声を介護制度に反映していくことが求められていると思います。

あわせて、制度の大幅な見直しも必要であります。例えば、居宅サービス事業者が赤字になるような介護報酬を見直し、事業者が安心して手厚い介護ができる条件を整えることが必要であると思います。また、施設入所者と在宅介護者の介護の均衡を図るため、家族介護給付金として支給する現金支給の導入を図ることも真剣に検討すべき課題であると思います。

3 点目に、特別養護老人ホームに入所できる認定者を要介護度 3 以上とするなどの抜本的見直しも必要であると思います。

もちろんこうした考えについての弊害や問題点もあると思いますが、避けて通れない課題であります。2 年間の実践、実績を踏まえて議論を起し、介護保険制度の理念である在宅介護重視の視点に立ち、家庭で介護できる環境をもっと整えていく必要があると思います。特別養護老人ホームの整備についての具体的な考え方、

待機者を減らすための方策、さらに、施設入所者と在宅介護者の介護の均衡を図るためどのような方策を考えておられるのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、特別養護老人ホームに入所する際の入所順位の考え方について伺いたいと思います。

機械的に申し込み順に入所させているとすれば、問題があるのではないのでしょうか。市内の特別養護老人ホームの入所順位はどのようにして決定されているのか、伺いたいと思います。

私は、要介護4とか5などの要介護度の高い人、あるいはひとり暮らしで介護する家族がいない人など、家庭環境などに配慮した入所基準をつくるべきであると思いますが、市長の見解をお伺いします。

また、一般市民である要介護者は、施設の設備状況や介護状況、人員体制、サービス内容、利用者の満足度など、自分が入りたい施設を判断する材料を持っていません。これでは施設のサービスの内容やどここの施設がよいかわからず、自分に合った施設や事業者を選べません。そのために後でサービスをめぐってトラブルも発生するおそれもあります。

利用者が自分に合った事業者を選択できる権利を保障するため、既に先進的な自治体では、事業者の自主評価制度や第三者機関による評価制度を導入しています。本市においても被保険者と事業者が安心してサービスを受けることができる評価制度を検討すべきであると思いますが、評価制度の導入についてどのような見解を持っておられるのかお伺いいたします。

次に、介護老人保健施設の課題についてお伺いします。

介護保険制度発足前から、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの待機場所として利用されてきましたが、介護保険制度発足後、ますますそうした傾向が強まってきていると言われていています。老健施設は病院と家庭の中間施設として設置されたものであり、一定のリハビリや社会復帰の訓練を受けた後に家庭に帰す施設であります。こうした機能が失われれば、家庭で自立できる生活を送れる人がその機会を失い、結果として施設と病院を行ったり来たりということになってしまいます。

私は、老健施設を特養の待機施設から本来の中間施設に戻すため、特養の整備とともに在宅サービスの充実が求められているものと思います。市長はこうした老健施設の現状と改善策についてどのような見解をお持ちなのか、伺いたいと思います。

次に、第2期介護保険事業計画策定の進捗状況についてお尋ねします。

第2期介護保険事業計画については、現在の介護保険事業計画と老人保健福祉計画の課題を明らかにし、課題を克服、改善するため、住民の意見・意向を取り入れながら見直しを行おうとするものであります。

厚生労働省においては、既に昨年10月より社会保障審議会介護給付費分科会で改正に向けての具体的な議論を始め、既に9回も会議が開かれています。また、各自治体の事業計画策定へ向けての介護保険担当者会議なども開かれてきています。

このような状況を受けお尋ねしますが、本市における市民の利用意向調査を実施していると思いますが、現在の進捗状況及び調査の概要についてお伺いします。

2点目に、第2期介護保険事業計画を策定するための計画策定委員会は設置されたのか、設置されたとすれば委員の構成はどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

3点目に、利用意向調査に基づく介護サービス量の見直しである中間値の取りまとめは、いつごろになるのかお尋ねします。

次に、介護保険財政と報酬単価の見直しについてお尋ねします。

全国的な2000年度の収支決算状況は、80保険者が安定化基金より6億7,737万円借り入れしております。2001年度の決算見込みでは、426保険者、117億3,763万円に上ると見込まれています。保険者数で約5倍、金額で約17倍という上昇率であります。県内においても、2000年度で3保険者が赤字となり1,202万円を借り入れ、2001年度には約2倍の7保険者が赤字となり、借入額は約14倍の1億7,300万円に上ると見込まれています。

このように、県内や全国的には施設入所希望者が計画よりも大幅に上回り、保険給付金が超過したことが原因のようであります。本市も施設入所希望者が多いという同じような状況にあるわけですが、施設の絶対数が足りないため、入所できずに待機をしている認定者が多くいるためか、介護保険の収支状況は2000年度では5,610万円の黒字となっています。これは、利用者が少なければ保険給付金が少なくて済むため黒字になるという介護保険会計の仕組みからいえば、当然の結果であります。

私は、黒字だからよかったというのではなく、不足している特養をもっとふやすべきであると思いますし、居宅サービスの利用率を上げるなどの努力が求められているものと思います。市長は、介護保険特別会計の黒字の結果をどのように分析し、今後どのように対応しようとしているのかお尋ねします。あわせて、2001年度の収支見込みについてお尋ねをします。

次に、介護保険料の減免についてお尋ねします。

厚生労働省の調査によっても、介護保険料の減免を行っている自治体は、ことしの4月1日現在で429自治体、13.2%にも上っています。このような全国的な動きを受けて、厚生労働省も、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れによる減免については適当でないという指導していますが、それ以外の方法による減免を行っている313自治体については認めざるを得ない状況になっています。

また、利用者負担の減免についても、社会福祉法人の利用者負担軽減を認めていますし、市町村が利用者に対し利用者負担そのものに着目して直接補てんする方法による場合には、制度の趣旨を損なうものでない限り地域の実情に応じた取り組みであると考えていると、ことしの2月12日に開催された全国介護保険担当課長会議において述べているのであります。

市町村単独の利用者負担軽減措置を行っている自治体は、昨年10月1日現在で722自治体に上っています。こうした厚生労働省の指導や全国の市町村の動向、本市の介護保険会計が黒字であるという状況を受け、介護保険料や利用者負担の減免について検討すべき時期であると考えますが、市長の見解を伺います。次に、報酬単価等の見直しが社会保障審議会介護給付費分科会で現在真剣に論議されています。全国市長会、町村長会などからも意見書が出されています。この中で、特に訪問介護報酬体系と報酬単価の見直しについては、今後居宅サービス利用を進めていく上からも抜本の見直しが必要であると思います。訪問介護報酬体系と報酬単価の見直しについての市長の見解をお伺いします。

最後に、今後新設される新型特別養護老人ホームは、個室しか認めない方向で検討されていると聞いております。このことは、入所者のプライバシー保護という点では評価できるものでありますが、月四、五万円のホテルコスト、つまり居住費を徴収するというのでは、反対せざるを得ません。

低所得者には二、三万円に減免する考えも示されていますが、今でも大変な利用者負担に居住費を上乗せすれば大変な額になります。本市の施設入所者の利用額の1割の平均負担月額が約3万円前後と聞いております。それに食費負担額の標準額である2万3,400円と介護保険料基準額の2,420円を加えますと、5万5,820円になります。年額では66万9,840円の負担となります。

それに加えて、年額48万円から60万円の居住費を支払うことになれば、年額合計で114万9,840円から126万9,840円以上の収入がなければ入れなくなるのです。国民年金を65歳から満額もらっても80万4,200円にしかありません。高額所得者のみが有利な制度となり、いつでも、どこでも、だれもがサービスを受けられる介護保険制度の理念とは逆行する、一般市民にとってはますます遠いものになってしまいます。

特別養護老人ホームの待機者が数多くいる現状のもとでの特別養護老人ホームの整備の考え方や、負担増につながる居宅費の徴収について市長の見解をお尋ねし、私の第1問とします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 では、お答えいたします。

何点かの質問がございました。順序に従って答弁申し上げます。

まずは介護保険制度のことでございます。

要介護の認定を受けても利用しない要因といたしましては、住宅改修を目的としたり、介護者の都合で特別養護老人ホームの短期入所等を視野に入れまして、すぐに利用する考えはなくとも、とりえず認定だけは受けておこうという方がおられるためではないかと思っているところでございます。

ちなみに、本市では、要介護の認定を受けた方のうち、実際にサービスを利用している方の割合を平成 14 年 1 月の実績で見てもみますと、認定者 1,059 人のうちサービス利用者は 904 人となっております。利用割合は 85.4%となっております。このように、介護サービスにつきましては比較的高い割合で利用されているものと認識しているところでございます。次に、在宅介護サービス利用者の利用額等を見てもみますと、本年 1 月の利用分でございますが、限度額に対する実際の費用総額は全体で 34.6%となっております。これは、利用者とケアマネジャーが相談してつくるケアプランに沿って実施した結果でありまして、利用者の身体状況に即した利用がなされているものと思っているところでございます。

なお、今後とも利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。それから、特別養護老人ホームの待機者のことの御質問がございました。

市内の施設を見ましても確かに多くなっているようでありますが、複数の施設にダブって申し込みをされたり、将来のために一応の順番とりをされている方なども見られるようでございます。また、入所者の決定に際しましては、各施設とも入所決定会議や入所調整会を開催いたしまして、入所者の状況、介護家族の状況、在宅サービスの利用率などを総合的に検討した上で決定されているようでございまして、今後とも、現行の入所決定手続というものを基本といたしまして、施設ごとに公平な入所決定がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

本市にある施設は、利用者が施設での生活を快適に過ごせるように常に努力されているものと思っております。また、これまでも利用者が施設やサービス内容を選択しやすいように、パンフレットなどを準備してきたところでありますが、今後とも利用者の立場に立った情報提供を行ってまいりたいと考えております。次に、老人保健施設についての御質問がございました。老人保健施設は、病状が安定期にあり、介護、看護、機能訓練などのサービスを必要とする要介護者を入所対象者にしておりまして、各種サービスを提供することによりその自立を支援し、在宅における生活への復帰を目指すものであります。御案内かと思います。

本市にあるやすらぎの里では、入所期間 3 カ月ごとに家族に適切な指導を行いながら、目的に沿った運営になるよう努力しているようでございます。また、退所の状況を見てもみますと、45%の方が家庭に戻られております。そして、40%の方が病院への入院、特別老人ホームなど他の施設に入所される方が 15%になっているようでございます。次に、第 2 期の介護保険事業計画の進捗状況等についてのお尋ねについて、お答え申し上げます。

介護保険事業計画は、御案内のように 5 年を 1 期としまして 3 年ごとに見直しを図ることになっております。本年度においては、第 1 期介護保険事業計画についての見直しを行いまして、平成 15 年度からの第 2 期介護保険事業計画を策定することになっているわけでございます。

今回の計画につきましては、介護保険制度が実施されてから初めて策定されるものですので、第 1 期計画で設定した具体的な目標値に対する実績の評価分析やサービスの利用意向調査などに基づいて行うべく、現在準備をしているところでございます。そして、利用意向調査と、こういうふうな質問もございました。この意

向調査につきましては、介護保険の居宅サービスを利用した方全員を対象としまして、平成 14 年 1 月に実施いたしております。回収した数は 587 名分でございます。回収率は 98.3%でありました。

介護保険事業計画は、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表などの参画のもとに、地域の実情に即したものとすることが求められております。第 1 期介護保険事業計画策定時には、それらの観点に立ちまして、寒河江市の高齢社会総合推進検討委員会というものを設置いたしまして、検討していただいたところでございます。今回も計画策定に当たりましては同様の委員会を設置してまいりたいと考えております。

なお、委員の構成につきましては、目下検討中でございます。

また、介護サービス量等の中間値の見込みの取りまとめについてでございますが、サービス給付の実績の集計と利用者意向調査結果の集計については既に終了しておりまして、現在、介護保険給付の将来推計や適切なサービス供給量の推計等を行っているところでございます。

次に、介護保険の財政運営についてお答えいたします。収支状況でございますけれども、平成 13 年度における歳入歳出の状況は、まだ確定しておりません。それで何とも申し上げられませんが、現在の段階ではおよそ 1,500 万円程度の剰余金が出るのではないかと見込んでいるところでございます。

次に、保険料と利用料の減免でございます。

御案内のように、介護保険制度は介護を社会全体で支えることをねらいといたしまして創設したものでございます。40 歳以上の国民全員が負担する保険料と公費を財源として介護サービスを提供するという社会保険方式をとっているわけでございます。

減免については、介護保険法第 142 条において「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し保険料を減免することができる」と規定しておりますが、これは一般的な低所得者を対象にしたものではございません。第 1 号被保険者保険料については、所得に応じて 5 段階に設定され、その負担能力に応じて負担することになっており、ここで必要な軽減処置が講じられていると考えております。

また、介護保険制度は、介護を皆で支え合い、保険料を支払った者に対し給付を行うものであることから、国では、保険料の全額免除、二つ目には収入のみに着目した一律の減免、三つ目には保険料減免に対する一般会計からの繰り入れは適当でないとの三つを基本原則としているわけでございます。

急激な高齢化により要介護者が増加し、これに伴って給付費の増大が予想される中で、将来にわたり介護保険制度の健全運営を図ることが極めて重要であり、今、減免措置を講ずることは適当でないと考えております。それから利用料の問題でございますが、介護保険の利用者負担は、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性や、適切なコスト意識の喚起の観点から設けられたものでございます。利用料には利用者負担が過大にならないよう上限が設けられておりますが、その中でも低所得者に対する軽減措置が講じられておりますし、施設入所者の食費についても負担軽減されております。このことを考慮すれば、安易に減免することは適当ではないと考えております。

次に、訪問介護の報酬単価見直しについてでございます。

訪問介護の報酬単価は、利用者の身体に直接接触して行う身体介護、それから、掃除・洗濯・調理など日常生活の援助を行う家事援助、これらを同程度行う複合型に分かれており、それぞれ報酬単価が定められております。また、介護に要する時間によって単価に差があります。御案内かと思えます。

身体介護より家事援助の単価が低く設定されておりますが、これは家事援助が専門的な知識・技術を要しないと考えられたためと思われる。しかし、業務の実施内容を見ますと、身体介護と家事援助との間では、それほど格差がないということで、単価差が大き過ぎると指摘されております。このため、国におきましては介護実態を踏まえ、報酬の適正化を図ることを検討しております。

利用者の立場に立った家事援助サービス提供基盤を整えていく必要があると思っております。

次に、特別養護老人ホーム整備のあり方、居住費の問題についてお答えいたしたいと思えます。

ひとり暮らし高齢者の増加や核家族など家族形態の変化等により家族介護が難しくなっていく中で、リハビリや看護、常時管理を必要とする者など、在宅での介護が困難な要介護者が多くなると予想されます。このことから、要介護状態に応じて良質で効果的な介護サービスを安定的・効率的に受けられる介護施設の整備は重要と考えております。

御案内のとおり、介護保険制度が始まった平成 12 年度から老人保健施設の設置、特老いずみの 30 床増床と、施設整備を進めてきているわけでございます。現在、特別養護老人ホームが 2 施設ございます。老人保健施設が 1 施設あります。痴呆性老人グループホームも設置されております。3 施設合計で 260 床の入所定員となっています。

今後の施設整備でございますが、介護保険法の基本理念は、可能な限り居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとなっており、居宅サービスを重視することが基本でございます。また、介護保険制度においては給付と保険料の負担が連動しており、施設整備など介護サービス基盤の整備は保険料を初め介護保険財政に直接影響するため、負担増や財政安定に十分な配慮が必要でございます。さらに、多額の財政負担についても考慮しなくてはなりません。

これらのことから、新たな特別養護老人ホームの整備については、高齢化の度合い、人口の推移等から将来にわたる施設介護の需要を見きわめ、県の指導に沿って、村山地域を圏域とする広域的な調整というものも図りながら、慎重に検討していかねばならないと考えております。

それから、居住費用に関することでございますが、施設サービスについてはこれまで集団処遇的なサービス提供がなされてきましたが、入所者の良質な生活の視点から考えれば、入所者の意思及び人格を尊重しながら自立支援することを重視し、より家庭的な雰囲気の中で生活できるよう配慮することが大切でございます。そのため国では、個室やユニットケアを取り入れ、プライバシーの確保や身体的状況に応じて教養娯楽を取り入れるなど、生活環境に配慮した施設を整備する必要があるということで、居住福祉型の特別養護老人ホーム整備の方針を示したものと思っております。

ただ、質の高い施設となれば建設費も多額となりますので、その分、入所者負担が伴うこととなると思いますが、低所得者の入所に不利にならないよう国の制度の中で配慮することが必要であろうかと、このように思っているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤 諭議員 答弁をいただきましてありがとうございます。

もう少し、答弁漏れというか、見解の示されないものもありましたので、あるいはもっと議論を深めていくとか、そういう立場で再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、居宅サービスを受けている人数なんですけれども、私がもらった資料はことしの 2 月分というか最新のあれだということでもらったんですが、今市長は 4 月の実績というか、4 月分で答弁されたようなんですけれども、2 月では 683 人と、こういうふうに聞いているんですね。今の答弁ですと 904 人ということで、もう 2 カ月の間にそれほどふえたのかどうかちょっと私は疑問なわけなんですけれども、その辺については後で担当者とお話をさせていただきたいと思います。

そういうちょっと数字の行き違いもあるようでありますけれども、いずれにしましても、本市の状況や全国的な状況を見ますと、やはり施設入所志向が強い、こういうことが言われているし、そういう実態にあるのではないかというふうに思います。

介護保険制度の何といっても一番のねらいは、施設に入れることではなくて、自宅で最後まで介護ができるような体制を、国民みんなが保険を拠出することによって支えていこうということが最大のねらいなのではないかというふうに思うんです。ところが、そういうねらいにもかかわらず、なぜ施設入所志向なのか。このことをもう少し分析をしてみる必要があるのではないかと思うんです。

私は、こうした志向がなぜ起きるのかという観点で考えますと、一つは、介護保険制度の前は措置制度で入所させていたわけでありまして、措置制度では高額所得者は月 20 万円とか 30 万円とか非常に負担が高かった、こういうことで入所を敬遠してきた、遠慮してきたという実態があると思います。ところが、介護保険制度になって負担の所得格差がなくなったためだれでも入れる、こういうことが急増した最大のというか大きな原因になっているのではないかというふうに思います。

また、新しいこの特別養護老人ホームは、我々もいろいろなところを見させていただきましてけれども、すばらしい設備が完備して、ホテル並みというまではいかなくても、自分の家よりも快適な生活環境が整備されているのではないと思われるような設備になっております。この設備なら、施設なら入ってもいいな、今まで特別養護老人ホームなんてというふうに思っていた人も、こういういい施設なら入ってもいいなと思うようになってきたという特別養護老人ホームに対する意識の変化、こういうものがあらわれてきていると思います。

それともう一つは、やはり保険ですから、医療保険と同じように介護保険に対する権利意識というか、そういうものもだんだんとあらわれてきた、出てきた、こういうふうに思うわけです。

一方、居宅サービス、在宅介護の方はどうかと見ますと、介護内容も家事援助、身体介護、複合型、3 種類に分けられ非常に複雑になってきた。何を頼んだらいいのかわからない、何を頼めば幾らになるのかわからないという、非常に在宅介護の制度自体が複雑になったということがあります。

それとサービスの内容も、話を聞くとか、今までやってきたようなことが、頼んできたことができなくなってきた。こういう、頼みづらい、サービスの内容の変更、限定、そういうものがあると思います。それと、サービス時間が 30 分から 1 時間刻みということで、ゆっくりと時間をかけ、話をしながら介護や援助をすることができなくなってきている。そういうことで、受け取り方としては、今までよりも居宅サービスが悪くなったのではないかという受けとめ方が広がっているのではないか。このようなことから施設入所志向が急激に高まっているのではないかと思うわけです。

したがって、この辺のことをどう解決するのかということがこの第 2 期計画では求められているのではないかというふうに思うわけです。そういう意味で、この施設入所と在宅介護のアンバランスをなくすために、もっと居宅サービスを簡単にわかりやすいものにする、居宅サービスを一本化し、サービス内容に制限を設けず、

時間もゆっくりとかけるような改善をする、こうしたことが求められていると思いますし、もう一つは、家族の介護に対する家族介護給付金制度、こういうものも真剣に検討するべきであると思います。

この家族介護給付金についてでありますけれども、ことしの5月に全国町村会から介護保険制度に関する緊急要望書が出されておりますけれども、家族介護に対する評価として、町村においては家族介護に依存する割合が高いという現状にかんがみ、現金給付の制度化を含め支援策を充実することと要望されています。また、社会保障審議会の介護給付費分科会の議論でも、主婦のパート就労の収入を上回る家族手当を出せば、在宅介護の大きなインセンティブになるとの意見も出されているわけです。

こうした全国町村会あるいは今の社会保障審議会の中でもそうした議論がされていると、こういうことなども含めて、こうしたことが改善されれば居宅サービスで頑張る、そういう家庭も多くなり、施設入所志向も改善されるのではないかというふうに思いますが、こうした考え方について市長はどのように考えているのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、見解が示されなかったんですが、特別養護老人ホームの入所基準の策定と介護事業者の評価制度の導入について答弁がございました。

再度お尋ねをしたいと思いますんですが、特別養護老人ホームなどへの入所基準の策定については、厚生労働省もことしの5月23日、特別養護老人ホームの希望者が急増しているため、現行の申し込み順ではなく、要介護度が重い人やひとり暮らしなど緊急性の高いケースから優先して入所できるよう、運営基準を見直す案を社会保障審議会へ提示をしております。そして、早ければ7月にも省令を改正して実施をしたい、こういう意向を持っています。既に北九州市や神戸市あるいは東京の北区などでは独自のそうした入所基準を定めて、施設あるいは事業者を指導している、こういう状況にあるわけです。

そういうことから、やはりこういう緊急性の高い人から入所をさせるという統一した入所基準策定なども真剣に考える時期なのではないか、こういうことを申し上げておきたいと思っておりますし、見解があればお伺いをしたいと思います。

それから、介護事業者の評価制度の導入についても、これはまだちょっと確認していないんですが、多分、もう既にことしの4月からグループホームについては第三者機関による評価制度を導入していると、こういうことになっているはずなんです。そしてこの結果についても公表する、こういうことを言われておりますので、調査をしてみればそういうことになっているのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

既に数多くの自治体では、自主的な評価制度、それから第三者機関による評価制度、こういうものをもう独自につくってやっていますし、全県的にやっている県も、埼玉県や神奈川県や石川県、佐賀県などがもう全県的に統一的な基準で評価制度を導入している、こういう県もあります。

そういうことから、やはりこういうものは必要なのではないか、やはり公平な、公正な入所を担保する、そして被介護者がどこの施設を選ぶのか、そういう目安を持つ必要があるのではないかというふうに思います。

1問で答弁がありませんでしたので、この点についても考え方をお聞かせしていただきたいと思っております。

それから老健施設の問題ですけれども、非常に本市の場合はその趣旨に沿った運営がなされているのではないかと、家庭に45%の方が帰られている、どういう状況なのかわかりませんが帰られている。それはそういうことで非常にまだ本市の施設は機能をしているのかなと答弁を聞いて受けとめたわけでありまして、まだまだそれでも40%の方が医療機関との往復と、こういう実態にもあるということも明らかになりました。

この介護老人保健施設についても、ことしの4月から入所基準が定められたのではないかと思います。それは、医学的管理に基づく介護や機能訓練の必要度を基本に優先順位を定めた、こういうふうに聞いておりますし、そうした基準により入所判定がなされているのか、ぜひ確かめていただきたいと思っております。

それから、第2期介護保険事業計画策定の進捗状況についてお聞きしましたが、利用意向調査につい

ては終わった、これから将来推計などを行っていくところだ、こういうことですが、この中間期の取りまとめ、これは報告しなければならないわけですから、多分この結果については議会にもお話があると思いますが、国の方針というか日程では6月には取りまとめる、こういう日程になっているはずですが、だから6月末には報告しなければならないということになっているのではないかというふうに思いますが、本市の場合、それよりずれるのかどうか、遅くなるのかどうかですね、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

それから、策定委員会の構成であります、1期、最初の計画を策定する委員会に沿ってこれからつくっていく旨答弁がございましたけれども、この策定委員会の構成については、被保険者としての地域住民の声を十分反映しなさい、こういう指導が来ているはずだというふうに思うんです。

その辺についてどう考えているかお尋ねをしたいと思います、具体的に申し上げますと、「被保険者の意見を反映させるため介護保険事業計画策定委員会等を設置するに当たっては、公募、その他の適切な方法による被保険者を代表する地域住民の参加に配慮することが必要である」とし、さらに、「被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域における聞き取り調査の実施、広聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催などの工夫を図ることが必要である」と述べています。

つまり、1期介護保険事業計画の反省に立って、2期介護保険事業計画を策定するに当たっては委員の構成についても被保険者の意見を十分聞け、そのためには一般公募、その他の適切な方法によりなさい、こういうふうに言われているのであります。

そこで、これから委員会をつくるということですので、そうしたところを十分配慮をお願いしたいと思います。この辺についてのお考えがあればお尋ねをしたいと思います。

それから、介護保険や利用者負担金の減免あるいは軽減措置について今のところ考えていない、適当でないと、こういうような答弁でございましたけれども、介護保険料の減免制度については先ほども申し上げました。市長も答弁なされましたけれども、三つのことですね、三つのことは適当でないと、制度の趣旨に反するものだ、しかしそれ以外の方法でやるのならやむを得ない、こういう立場を厚生労働省はとっていると思うんです。

その具体的方法については、昨年開かれた全国担当課長会議等で指示をしているというふうにも聞いています。それに沿ったやり方で現在313の自治体が行っているんだ、これも厚生労働省は認めていると、こういうことがことしの担当課長会議でも説明されているんですね。429自治体が行っているけれども、裏を返せば100ちょっと自治体はうまくない、こういうことも言っているのだというふうに思いますが、313自治体は認められているという状況があるわけですから、適当でないということはおかしいのではないかと私は思うんです。

その辺について、やはり十分検討していく必要があるのではないかと思いますし、利用者負担の軽減措置についても、上限などが求められていると。確かに所得階層ごとに3段階に利用者負担、1割負担の上限が求められています。しかしこれは3年間の経過措置なんですね。14年度、ことしでこれは終わると。だから、第2期介護保険事業計画ではこれが認められるかどうかはわからない。流れからいえば廃止というふうになると思うんです。

そういう意味で、上限があるのでそういう人は救われているのではないかというお考えのようですが、これは3年間の経過措置だということを頭に入れば、当然、この2期介護保険事業計画を策定する際には、やはりこの利用者負担金の軽減措置も考慮しながら策定をしていく必要があるというふうに思いますが、この辺についての御見解をお尋ねし、第2問とさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 施設入所サービスというのと在宅サービスというようなものを、これを調整をとりながらうまく円滑に運営するというようなことをねらってやってきているわけございまして、それにおきまして、寒河江におきましても御案内のように特老のベッド数をふやしたり、あるいは老健施設をつくったりということで、また在宅サービスについての内容等につきましても十分考慮を払いながらここまで進んできた、このように思っております。

それから、県の方におきましては、家族介護激励金というようなものを廃止しまして現金給付というものをやめておりますけれども、寒河江市におきましては、若干形を変えた形ですけれども、現金での介護激励金というようなことをやりながら、家族での介護サービスというようなものを確保していただきたい、そして家族一体となってお年寄りを見ていただきたいと、こういう気持ちで取り組んでいるところでございます。

それから、委員会のあり方をどうするかというようなことにつきましては、これから検討させてもらいたいと思っております。

そしてまた減免につきましても、先ほども答弁申し上げましたように、一般的に低所得者というようなことを対象にしてというものは考えられないわけございまして、そしてまた、この介護保険制度そのものというのが所得段階ごとに負担をするということになっておりますので、そういう面でも低所得者というもの、あるいは所得のある者との差というものをつけているんだと、このように思っております。

また、そもそも介護保険制度というものは、みんなで負担し合うということの制度でございますから、そういう意味で軽々しく減免ということは出てこないんだということでございます。

残余につきましては担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

一つは入所基準の策定というようなことでの御質問があったわけですが、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、現在はいわゆる基準そのものはつくってございませんが、それぞれの施設の入所調整会という中で検討をしながら優先順位を決定しているという内容でございます。

それから施設の評価、いわゆるこの施設はこういった内容になってこの点が利点がある、皆さんにぜひというようなことのお話で、評価基準といいますか、そういったものをつくっているかどうかと、つくるべきでないかというふうなお話でございますが、それぞれの施設の案内というふうなことで、これまでも市民の方にお配りするなり施設に準備をしているというふうなことで、それぞれの施設の内容については見ていただいた中で入所をどこにするかというようなことを、それぞれの方から決定していただいているという内容でございます。

それから策定委員会、いわゆる見直しの検討をする委員会でございますけれども、これらの委員の選考に当たっては、被保険者を第一義的といいますか、重きを置きながら委員の中に組み入れるべきでないかというふうなお話でございますが、今検討中ということで市長から申し上げますとおり、前回の検討委員会を踏まえながら見直しにかかる委員の構成というものをいかにすべきなのかというふうなことで検討中でございます。以上でございます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 ちょっと評価制度について理解が不十分だというふうに思うんですが、施設案内はそれは当然どこの施設でも出しているというふうに思いますけれども、もっと施設に入った入所者の評価、あるいは事業所からヘルパー派遣をしてもらっている、そういう評価なども含めて点数なりあるいは、よい・普通・悪いとかそういう 3 段階評価なり、あるいは点数制度なり、そういうのを、多いところではもう 100 項目に近い評価項目を設けて、それを公表して入所者に判断をしてもらう、こういうシステムなわけでありまして、単に営業活動としてのそういう評価制度ではないということをぜひ理解していただきたいと思うわけでありまして、

それから、入所基準の策定については入所調整検討会の中で調整をしているんだと、こういうことですがけれども、問題は、調整をするということではなくて、介護度の高い人や家庭環境、あとはひとり暮らしなどで緊急を要すると、こういう人を優先的に入れるような検討委員会になっているのかどうかということなんですね。おたくのところはあいていたか、あいていないか、いつころあくようだ、こういうような調整では意味をなさないわけでありまして、この辺についてこの入所調整検討会の性格というか、どういう内容で検討されているのか、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

それから、策定委員会の構成について今検討をしていると、こういうお話でありましたから、先ほど申し上げました、厚生労働省がそういうふうに公募、その他の適切な方法、こう具体的に示しているわけですから、そうした方法もぜひ念頭に入れて、被保険者の代表、こういうものを策定委員会の中に入れるという努力をぜひお願いをしておきたいと思います。

先ほどの調整検討委員会の内容についてわかれば教えていただいて、3 問にさせていただきます。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 入所の調整検討委員会の内容につきましては、本来はいわゆる申し込み順番というようなことでそれなりの名簿ができています。その場合は、いわゆる空き床で今回は何人分を入所決定しなければならないというときに、再度その症状等についても、その時点での症状等について精査をしながらそれなりの立場の委員の先生方が入所を決定するというので、先ほどありましたいわゆるひとり暮らしなりあるいは緊急性があるというふうな場合には、その入所調整会議、検討会の中で対応するというふうになってございます。以上です。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 9 番、10 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告してある問題に強い関心を持っている市民を代表して、以下、市長の見解と対策について質問をいたします。

最初に訂正をしていただきたいと思いますけれども、通告番号 10 番の「あらためて村山盆地活断層」という記述がありますけれども、これは私のミスでありまして、「山形盆地活断層」と改めていただきたいと思います。

最初に、通告番号 9 番、有事法制の問題について市長の見解を伺いたいと思います。

今国会に与党 3 党が提案している法案の中には、個人情報保護法案あるいは健康保険法改正案、郵政関連法案など、国民の目から見たら重大な問題を含んだ法案がずらりと並んでおりますが、中でも有事 3 法案と言われる、いわゆる略称、武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案について市長の見解を伺いたいと思います。

私は 3 年前の 1999 年の 6 月定例議会で、周辺事態法、自衛隊改正法、日米物品役務相互提供協定など、いわゆる新しい日米ガイドライン関連法の持つ重大な問題について市長の見解を伺っています。

当時の周辺事態法では、米軍が自国外で戦争を始めた場合、自衛隊が米軍への輸送や物資補給などの後方支援だけを行うことを可能にした法律であったわけですが、今回の武力攻撃事態法が成立した場合、武力攻撃のおそれや予測される事態であっても、支援活動を継続するだけでなく米軍の戦闘行動にともに参加することが可能になる法律であります。また、日本本土が武力攻撃されていなくても、そのおそれがある場合や予測される事態の場合は、武力攻撃の先制的な使用も可能だとしていることで、別名「戦争法」と言われている根拠もここにあるわけであります。

さらに、99 年の周辺事態法では、国民をこの戦争態勢に強制的には動員できない、いわゆる協力の要請を行えるということでありましたけれども、今度の武力攻撃事態法では、周辺事態をいわゆる武力攻撃の予測あるいはおそれがある事態と読みかえるだけで、国民を戦時態勢に強制動員していく、その手法として地方自治体には指示を、国民には命令を、その協力を義務づける内容となっているのであります。そして、その命令違反者には 6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金の罰則を科すと規定されています。

この条項は極めて深刻な問題をはらんでいます。例えば政府がやろうとしている今回の武力攻撃、いわゆる戦争には協力したくないという信念に基づいて、物資の保管命令や徴用、土地の提供などを拒否した国民は、犯罪者として処罰されるということになるのであります。戦争への非協力や反対という、いわゆる思想信条そのものを処罰の対象にするという危険な内容であります。これでは、戦前の国家総動員法や、戦争反対を言っただけで死刑を含む残酷な処罰の対象にした、あの治安維持法の復活版だという批判が上がるのも当然であります。

去る 5 月 27 日、この法案に対して全国の知事にアンケートを実施した共同通信社の報道によりますと、全国の知事 47 人中 45 名が回答しておりますが、この法案に賛成を言った知事はたった 8 人で、本県の高橋知事も含む 34 人がこの有事の定義や国と自治体の役割の内容が不明確であるとして賛否を保留しています。また、首相に白紙委任をするようなもので、将来、過激な発想の人が政権をとった場合、悪用される危険性があると長野県と高知県の知事の 2 人ははっきりと反対を表明しています。

県内でも天童の遠藤市長が法案の危険性を指摘し、「地方自治体に何の話もないのはとんでもないことだ」と我が党の市議団との懇談の中で表明しています。さらに、平山新潟県知事は、憲法 9 条との関係も含めて慎

重に議論すべきで、現状の国会の動向は危惧している。そして増田岩手県知事は、無制限の指示や代執行は認められない。さらに堂本千葉県知事は、知事の意向を十分尊重し同意を得るべきだと次々と意見を表明するなど、憲法とのかかわりから具体的な問題に至るまでこの法案の欠陥や不十分な点を厳しく指摘しています。

そして、住民に求められている民間防衛組織に至っては、その実態や内容が全く明らかにされていません。本来、有事の際に最も重視しなければならないはずの国民の生命・財産の保護をどうするのかという問題についても、この点についての法整備は2年以内に行うと先送りをしています。

私は、国家総動員法や治安維持法によって国民を破滅的な戦争に引きずり込んだ、あの戦前の国家体制をそっくり引き写したような今回の有事3法案は、廃案すべきだと考えます。

佐藤市長は、戦争参加を可能にし、市民の人権や生命・財産権の侵害にかかわるこのような法案が、短期日のうちに国会の多数を頼んで強引に成立させられようとしていることについて、4万3,000市民の代表としてこの問題についてきちんとした見解を表明すべきだと考えますが、伺いたいと思います。

次に、通告番号10番、山形盆地活断層の問題について伺います。

この問題について、私は去る3月定例市議会で、市の対応を求めて一般質問で取り上げたばかりであります。そのとき私が得ていた主な情報は、国土交通省、国土地理院が昨年12月に発表し、一般書店でも入手可能になった「都市周辺地域の活断層分布図」、いわゆる都市圏活断層図であります。この断層図は、航空写真での調査に加えて、平成9年から11年にかけて5地点の発掘調査を行った結果を踏まえ、2万5000分の1の地図上に活断層の位置を示したもので、数10メートル程度の誤差で私たちのまちの活断層の位置がわかるようになっており、第一線の活断層研究者が改めて詳細に検討した結果に基づく、現状では最も信頼性の高い情報だと言われています。

ところで、去る5月8日、その活断層の調査結果に基づいて、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、山形盆地活断層の特性について現時点での評価を発表しました。それによれば、当初の私たちの推測をはるかに上回る、今後30年間にマグニチュード7.8の地震が最大で7%の確率で発生する可能性があるという評価がなされたのであります。山形県もこれを受けて緊急に対策会議を開き、震災マニュアルの見直しなどに着手をするということでもあります。

私は、こうした事態を受けて、去る3月議会の一般質問を引き継ぐ形で、以下市長に質問をいたします。最初に、今回の地震調査研究推進本部による山形盆地活断層の評価について市長はどう見ているか、伺いたいと思います。

次に、具体的に伺います。

一つは、関係市民へ今回の山形盆地活断層にかかわる情報を周知徹底することについてであります。今回の政府地震調査研究推進本部の発表した内容などについて、市民は十分知らされていないのが実情であります。この問題について、不確かな情報で過剰な不安を抱くことも、反対に何の根拠もなく大丈夫だなどと無責任に言いふらすことも、いずれも誤りだと思います。市民に対して現時点でわかっている情報を正しく速やかに伝えることは、行政の最低限の責務であります。

そこで、活断層周辺の町内会を対象に学習会や説明会を開催することを提案いたします。また、今回の政府の調査に加わった山形大学の山野井教授など、研究者の協力を得て講演会や研究会を開催することも必要ではないかと考えます。

第2に、以下の当面の対策と中長期の対策に分けての取り組みが必要と思われませんが、市長の見解を以下伺います。

当面の取り組みとしては、震災防災の具体的な対策についての取り組みを急いで進めることだと考えます。それは、予想されるマグニチュード7.8程度の震災に対して市民はどう対応すべきか、その指針を明確に示しておくことだと思います。さらに、行政自身も各種の対応マニュアルの早急な作成が求められていると思

ますが、その作成のめどについて伺いたいと思います。

次に、30年ないし50年間を見越した中長期の震災対策について伺います。

その一つに、活断層のさらに詳細な調査が必要だということについてであります。今回の報告書によれば、山形盆地断層帯の将来の活動性を明確にするためには、最新の活動時期、1回の活動におけるずれの量及び活動間隔を精度よく求め、活動区間を正確に把握する必要があると結びの中で述べているように、まだまだこの活断層については、より精度の高い調査が必要なことを指摘しているのであります。報告書では、現時点では精度の低い情報をもとに評価せざるを得なかった苦労が伝わってきます。

このことについては、国や県に要望していくことも重要であります。そこが動かないからといって責任をなすり合うのではなくて、市民の生命・財産の保護という事の重大性を考えれば、市単独でも研究者の協力を得て調査するべきではないのでしょうか。

さらに、長期的な検討課題としては、活断層の真上に公共施設などの配置をしないことや、同じ真上の民家の計画的な移転や補強工事への行政の支援や援助を実施することなどについても十分な検討を行うべきであります。この問題については、さきの1995年の阪神・淡路大震災の際の教訓から政府が法制化を検討するとしておりますが、いまだその具体的な形を見ておりません。

よく、戦争や紛争などは人類の知恵と努力で防ぐことも可能だと、しかし、地震などの天災は予測はできるけれども発生を防ぐことはできないと言われております。ただ、その地震の場合は、被害を最小限に抑えることは知恵を發揮し防災対策を徹底すれば可能であります。

今回の山形盆地活断層への評価は、国内の主要な活断層98カ所のうち、今後30年以内に地震が発生する確率が3%以上と言われていたのは約24カ所ありますが、この中に非常に上の方の高い確率の部類に属するとしてこの山形盆地活断層が含まれているのであります。

あのさきの1995年のマグニチュード7.3、地震発生直前の30年確率が0.4から8%だった阪神・淡路大震災とほぼ同程度かそれより上回る水準にあると言われていた山形盆地活断層の存在は、その周辺に生活している私たちにとって、常に最新の正しい情報とそれに見合った具体的な対策が欲しいと求めているのは言うまでもありません。そのために、この中長期的な取り組みとして、活断層の一層の緻密な調査と対策を研究者や住民の協力を仰いで着実に推進することが求められていると考えます。

以上、市長の誠意ある答弁を求めて第1問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、有事法制についてでございます。

現在開会中の第 154 回通常国会に、御案内のように武力攻撃事態対処法案、安全保障会議設置法一部改正法案、そして自衛隊法及び防衛庁職員給与等法の一部改正案のいわゆる有事関連 3 法案が提出されていることは御案内のとおりでございます。これらの法案は、日本における武力攻撃が発生したり武力攻撃が予想される事態への対処を定めたもので、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図るという趣旨のものでございます。

地方公共団体に関係する内容としては、国と地方公共団体の役割分担、地方公共団体の責務や国から地方公共団体に対する指示または代執行に関する規定が盛り込まれております。

国と地方公共団体の役割分担及び地方公共団体の責務については、これらの法案が有事の際の大まかな考え方や役割分担を抽象的に定めたものであることから、御案内のように 2 年以内に整備することとされている個別法制の内容について注視していく必要があるかと考えております。

一方、武力攻撃事態が発生した際、地方公共団体に対する国からの指示または代執行については、その具体的な要件等について別に法律で定めることとされております。このような国からの関与については、地方分権の理念である国と地方公共団体との対等・協力関係及び地方自治法に規定されている地方公共団体の自主性・自立性についても配慮されるべきものではないかと考えているところでございます。

また、今回の法案では国民に対するとおりの協力規定が置かれているのみで、詳細については 2 年以内に整備される個別法制の中で規定されるとされております。

有事の際には、地方公共団体と市民は信頼関係の中で一緒になって事態に対処していくということが基本にあるべきだと考えており、そのため、市民の安全確保、生活・営業等に何らかのかかわりが出てくることが予想されますが、憲法に規定されている基本的人権が不当に侵害されることのないようにしていく必要があると思っております。

法案につきましては、現在国会の場において審議されている最中でありまして、これからも十分に議論がなされるべきと考えております。

本市は市民の幸せな暮らしと永久の平和を守るために昭和 59 年に平和都市宣言を行っており、今後とも市民の生命や身体あるいは財産を守り、市民が平和で健全な社会生活を営むことができるようにすることを第一に市政を運営していきたいと思っております。

次に、山形盆地の活断層についてでございます。

今回この断層帯について分析評価を行った国の地震調査委員会は、文部科学省を本部長とする地震調査研究推進本部のもとに置かれた関係行政機関、大学等の調査結果等の収集・整理・分析及びこれに基づく総合的な評価を任務としている委員会のようにございます。

この地震調査委員会から去る 5 月 8 日、御指摘のように、県が実施した活断層調査事業のデータなどをもとに、山形盆地断層帯についての分析評価を行った結果の報告が出されたわけでございます。その概要は、これまでもマスコミ等で報じられておりますように、山形盆地断層帯は大石田町から村山市、寒河江市、中山町、山辺町、山形市、上市市の 8 市町にかけて 60 キロにわたって七つの断層からなり、今後 30 年以内にこの山形盆地断層帯全体が一つとなって活動した場合に、マグニチュード 7.8 程度の大地震が最大 7 % の確率で発生する可能性があるかと予測しております。国内の主要な断層帯 98 カ所の中では、大地震の発生確率が高いグル

ープに分類されております。

今後は、この評価結果をもとに、大きな地震は発生していないので安全だということではなく、地震は起こり得ると意識を持って、関係機関と連携をとりながら行政執行に当たってまいりたいと思っております。

また、今回の報告というものは、絶対安全と言われました、あるいは地震に強い山形県と言われました中にこういう断層帯があるんだということでもありますので、ショックを受けているわけでございますけれども、市民に不安のないようにこれから対応していくというのがなすべきことではなからうかなと、このように思っております。

そういうことで、このかかわるところの情報を市民に周知することについてでございますが、県では断層帯をわかりやすく説明するためのパンフレットを7月ごろに作成し、防災関係機関や住民に配付を計画していると聞いております。また、断層帯のある地域を対象として防災関係機関や住民に対する説明会を開催し、活断層や地震に対する知識や備えについての普及啓発を図ることも計画していると聞いております。これらのことにつきましては、市報などによる広報を行い、多くの市民が参加できるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

市民も、これまで大きな地震が発生していないので安全だと思いがちですが、今後は地震が起こり得るという意識を持っていくことが必要であると思っております。

当面の震災対策といたしましては、阪神大震災のときに隣組等身近なコミュニティーの活動が被害の拡大を抑えた経緯がありましたので、地域の活動が非常に重要になるとの考えから、自主防災組織の育成というものを積極的に進めてきており、これまで17地区で自主防災組織が組織化されております。自主防災組織を結成している地区、町会では、災害に備えての必要な装備を行うわけですが、その費用に対し援助しているほか、市、消防団、消防本部が一体となって自主防災組織独自の訓練・研修を積極的に支援しているところでございます。今後、一層地域における自主防災の組織化を進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、危険区域の防災査察などを通じまして、地域防災体制の整備、防火・防災意識の高揚を図ってきております。

県では、今回の評価を受けまして、阪神大震災と同規模の地震を想定して策定してある被害想定の見直しに速急に取り組むとともに、県の地域防災計画の見直すべき点がないかどうかの点検作業を行うとのことでございます。この点検見直し作業がかなりの時間を要するとのことですので、本市の地域防災計画の策定をこのまま進め、これを策定いたしまして、県の地域防災計画の見直しが完了した時点で、市の地域防災計画の内容に修正を加えることが必要であればその時点で対応してまいりたいと、このように思っております。

また、これについての防災に対するマニュアルでございますけれども、現在も計画策定の中で検討しているわけでございますけれども、今回こういう形になったわけでございますので、これらの点も存分に入れてまいろうかなと、このような気持ちでいるところでございます。

それから、活断層のさらに詳細な調査でございますが、県では、国の全額助成で県内四つの断層帯について、平成9年度から活断層の位置や長さ、活動時期、活動間隔を明らかにして活動規模を把握し、地震防災の基礎資料とすることを目的として調査を実施したものでございます。今回、地震調査委員会からこの山形盆地断層帯の評価が出されましたので、その評価を踏まえた対応を検討していくとのことでございますので、これ以上の調査をやる考えは持っていないようでございます。

市独自の調査については、3月議会でも答弁申し上げましたが、活断層は行政区域を越えて広範囲に及んでいること、また、調査解析に専門的な知識を必要とすることなどから、県レベルの調査が進められてきたものでございます。その調査結果などをもとに国の地震調査委員会が評価を出しておりますので、市独自で調査する必要はないと考えております。

今後、まちづくりを進めていく上でライフライン等の建設を行うときに断層の状況を確認する必要がある場合もあるのではないかと考えております。これまでも市街地の進展を見据えたまちづくりの中で、避難路や防火帯となる道路や緑地など、防災面も考慮したまちづくりを進めてまいりましたが、今後もより一層安全で安心な都市空間の創出に努めてまいりたいと、このように思っております。その一つといたしましては、阪神大震災以降、より耐震性にすぐれた構造の防火水槽を設置してきており、今後も引き続き計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。

また、本市におきましては、毎年、万が一の災害に備えての防災訓練を行ってきておりますが、これは地震発生と付随して起こる災害発生などを想定した訓練内容として実施してきております。市の防災訓練は、市と地域住民、消防団が一体となって行う訓練でございます。地域住民はもとより、自主防災組織のある地区や町会などでは積極的に訓練に参加していただいているところでございます。実体験を通して避難や防御などの方法や技術を体得していただき、万が一の災害に備える心構えと防災意識の醸成を図っているところでございます。今後もより一層市民の安全のための訓練なり、体制の整備に心がけてまいりたいと思っております。

また、長期的には、県は今回の山形断層帯の評価を踏まえたこれからの対応といたしまして、断層帯に配慮した公共施設の建設誘導に向けた情報提供も考えているようでありますので、これらの情報を活用しながら、安全で安心な公共施設の整備ができるのではないかと考えております。また、公共施設の耐震化推進方策や民間施設の耐震性向上のための方策等についても検討していくということであり、耐震化への推進方策が示されると考えておりますので、これらを踏まえまして、県、関係機関と一体となり対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 有事法制の評価については余り踏み込んだ答弁はなかったように思いました。これが限界かなというふうに思いますけれども、ただ、非常に危惧されることは、以前から問題になっておりました集団的自衛権の発動につながるのではないかなというふうな有識者からの指摘があったわけでありますけれども、この有事法制によってそれに道を開くということが、実は自民党や公明党など与党の議員の質疑の中でもそういう指摘が飛び出してきている特徴があります。

本来、共同提案者である公明党の赤松正雄議員は、5月9日の国会質疑の中で、武力攻撃事態法の定義についての質問にまともに答えられない政府答弁にいら立ちを露骨に示して、これでは信用できないと、もう本案に賛成するのをやめようかという気さえ起こってくるという質疑を行っています。また自民党の岩屋議員は、周辺事態法はあくまで集団的自衛権の行使にかかわらないように、武力行使と一体化しないように、その一線を引くためにやってきたのに、今度併存する武力攻撃事態法では米軍と共同して対応するとなっていて、集団的自衛権の発動そのものでないかなというふうな指摘を国会の中でやっています。こういうふうにと与党の中でさえ見解や判断が分かれてしまって、もう支離滅裂の政府答弁が続いている、こういう法案であります。

しかも、国民生活に直接かかわるような問題については、先ほど市長の答弁でもありましたように2年先送り。しかし、権利の制限や自由の抑制、言論・集会・結社の自由に至るまで一定の制限が加わるということを確認して答弁しておきながら、その具体的な内容については、どういう場合どうなるのかという質疑については2年後に法制化するというふうな指摘をして、いわば逃げの答弁を打っていると、決めることだけ決めてあとは政府がやるというふうな態度でありまして、この問題一つとっても大変なことでもあります。

しかも、周辺事態法では協力をお願いするというふうな内容だったんですけれども、今度ははっきりと首相が指揮権を持ち、そして地方自治体の長には指示をして、国民には法に基づく命令を発動するというふうな、非常に危険なというか、使いようによっては非常に大変なことになる法であります。

今、国会では、今国会での成立は難しいのではないかなどという動きも出ておりますけれども、もっとさらに国民の中から、あるいは議会や首長の中からこれに対する疑問の声や意見をどんどん上げることによって、より慎重な審議へと導くことが可能なのではないかなというふうに私は思いますので、市長としてももっと明確な意見の開陳をしていただきたいというふうに思いますので、その点のお答えをもう一度お願いしたいと思います。

それから活断層の問題であります。活断層地図を見ると、寒河江市の領域については寒河江山辺活断層というふうに言われております。市長からあったように7カ所の活断層がふくそうして上山から村山まで走っているわけですが、その中で寒河江山辺活断層、それから醍醐の方からですね、日和田の方から村山の方に走っている活断層がもう一つありまして、計2本の活断層が寒河江にはあるというふうに指摘されています。

特にこの活断層の延長線上には、市民浴場や特別養護老人ホームのいずみなどが施設としてあるほかに、越井坂やあるいは丸内、七日町、住吉町、西根石川など、いわば古い集落が密集している地域の真下を走っているというふうな活断層であります。

この活断層の性質をより詳しく調べるということは、とても大事なことでないかなというふうに思います。市長も当然読んでいる、目を通していただいていると思われそうですが、「山形盆地断層帯の評価」という政府の地震調査委員会での発表の中で、大半が評価につながる、いわば過去の活動時期、あるいは1回のずれの量と平均活動間隔、あるいは過去の活動間隔、将来の活動区間及び活動時の地震の規模等について、全部三角の印がついています。これは十分な情報がまだ得られていないというふうな表現なんです。そういう中でこういう評価を下さざるを得なかったというふうなことを言っておりまして、だから今後についても、山形盆地断層帯の将来の活動性を明確にするために、最新の活動時期がいつだったのか、1回のいわゆる活動におけるずれ

がどのくらいあるのか、及び間隔がどのくらいあるのかというふうな精度を求めなければいけないということ、を、わざわざ指摘をしています。だからこれで終わりではないんですね、この報告書を見ますと。

これはやはり現物に当たることが何よりでありまして、調査はですね。地層のずれとか年代の特定とかは、これから調査することによって幾らでも正確性を求めることができるわけでありまして。

これを中途半端にしてやるのは一番悪い。変に恐れおののいたり、あるいは変に開き直ったりというふうな事態にもつながりかねないことでもありますので、より正確に求められるものであれば、より正確に何回でも調査をするということが自治体の長の責任ではないのかというふうに私は思います。

少なくとも今求められているデータの中では、地震の平均活動間隔がおよそ 3,000 年だと言われています。しかもこの信頼度は低いとわざわざ報告書では指摘しています。これはトレンチ調査をやって地層の年代比較をすればすぐわかるわけでありまして。

それから集積の確率、これは地震エネルギーがどの程度たまっているかという表現だそうですが、現在ほぼ 90%にまで達しているというふうなことを指摘しています。

本来、地震が起こっても不思議ではない、いわゆる活動期にここは入っているというふうな指摘もされています。ただ、確率としては 30 年以内の発生確率はゼロから 7%、今後 50 年以内の発生確率はゼロから 10%、100 年以内の発生率はゼロから 20%と。300 年以内の発生確率はゼロから 50%というふうな指摘がなされているわけでありまして。ですから、いつ起こっても不思議ではないけれども、300 年後かもしれない、あるいはあすかもしれないというようなことで、もう少し正確なデータを私たちは欲しいし、市民は当然そういうのを求めているのではないのかというふうに思います。そこら辺を調べるための調査がもっと必要なんだということ、を私は言いたいわけでありまして。

しかも、1回のずれの量が4メートルから5メートルと、これが上下に起きるといふふうないわゆる逆断層でありますので、この活断層は、西側が東側に乗り上げるような形で地震が発生するというふうな指摘がなされています。しかも、その幅が1キロから2キロ範囲で家屋の倒壊が起こることが指摘されておりますので、もし無警戒で発生した場合非常に大変な地震になる可能性があるわけでありまして。ですから、ぜひそこら辺ですね、市長、改めて、寒河江の市長と、寒河江市に活断層がある、その市長としてどういう考えを持っているか伺いをしたいと。

それから、質問でも申し上げましたように、具体的な当面の、それから中長期の対策については、当面は説明会等をやっていくということでありましてそれは急いでしていただきたいと思いますが、あとマニュアルもつくるということでありまして、阪神・淡路大震災で 6,000 人を超える死者が出たわけでありましてけれども、この犠牲者の 8 割が家屋の倒壊によると、その圧力死であったということが発表されています。ですから、個人住宅のいわば点検、耐震調査、それに基づくさまざまな手だてが、やはりこれはやっていく必要があるのではないかと。無論、公共施設は当然であります。そういうので、今、政府に対しても各方面からの要請が来ておりますが、同時に、自治体独自の制度としてこれを発足させていくことも必要なのではないかというふうな意見を私は持っています。

そうしたら、静岡県でことしの予算の中で耐震補強助成制度が創設されたという話を私は伺いました。この静岡も東海地震のおそれがあると指摘されている地域でありまして、さまざまな取り組みがなされているわけでありましてけれども、ここで個人住宅の住宅を耐震補強していく予算措置が県単独で実施され、それに各自治体が上乗せをしていくという制度が創設されたということでありまして。

これによりまして、建築士などの専門家の簡単な診断を受けた後、これも無料でしてくれるそうでありましてけれども、住宅には一律 30 万円の耐震補強の助成をするということが決定されたそうでありまして。そのほかにも、学校、公共施設の応急補修などさまざまな手だてがなされているようでありましてけれども、こういうふうな手を打つ自治体も出てきているということでありまして。

特にあの地域は、活断層の東側については地盤が非常に弱い地域であります。そういう意味でもさまざまな対策がふくそう的に求められて、初めて安心して住めるということだと思いますので、ぜひその点での手だての検討についても行っていただきたいと思います。

マグニチュード 7.8 程度の地震というのはどの程度なのか私もよく理解できませんけれども、少なくともあの阪神大震災よりは大きいということですので、もし発生したらすさまじい地震が起こるといふうに私は思います。そういう意味でも真剣に、まじめにこの問題、検討をしていく必要があるのではないかと思います。

これは、私が共産党だから事故を免れるとか、市長が何々だから免れないとか、そういう性格のものではないのです。市民が、その当該地域に住んでいる市民がひとしくその被害を受けるわけでありまして、そういう意味でも真剣にこの問題、検討をしていただきたいということをお願いして第2問にしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 有事の問題についてまずは申し上げます。

有事はこれはない方がいいに決まっております、未然に防ぐようなあらゆる手段を講じていただかなくてはならないと、こう思っております。これは国の義務ということになるでしょうけれども。

しかしながら、幾ら努めても絶対に起こらないということはないわけだろうと思ひまして、この前のテロミたいなものもあるわけでございます。それで、法に定めがないまま万が一起きたときどうなるのかということも私たちはやはり心配なわけでございますけれども、自治体の長といたしましては、地方自治体、そして市民の生活のことというものを十分考慮したものに審議してもらいたいと、そんなことを痛感するわけでございます、現在のままでは何か不十分だという気は、これは起こっているわけでございます。

そういう中で、先ほど答弁申し上げましたように、まだ直接公共団体なり、あるいは市民につながるようなことは 2 年後だというようなことでございますけれども、十分慎重に、そしてまた地方公共団体、市民のことを考えた法案なりというものにしていただかなければ、いかんともしがたいという感じを持っているところでございます。

それから断層のことでございますが、この地図、県の方から送られてきました地図というものと、そして寒河江市内の現場というものを突合してみますと、やはり、ああそこに断層がある、やはりこれが今回の報告書に報告されたものなのかなというようなことがうなずけるわけでございますが、そういうことを市民に知っていただきたいし、特にその断層帯が走っているところの地域の方々には十分徹底していきたいものだなと、このように思っております。

そのことによりまして、その後の対策とかあるいは心構えというものが、ぐっと違ってくるのじゃなかろうかなと私は思っております、幾ら新聞でどうのこうのと、市報でどうしましてもわかりませんから、やはり少なくとも断層帯が走っている地区の方々に現場に行ってもらって、こういう状態なんだから、ここは学問的に断層帯が走っているんだというようなことが報告あったんだよと、こういうことを説明すれば、やはり身近なものとして、あるいは将来起こるかもしれないし起こらないかもしれませんが、その地震の問題についての理解というものが深まってくるのではないかなと、このように思っております。

そういうところから、御指摘の住宅改造云々というようなことを言われましたけれども、ただ住宅改造と言われましても、いやあ、この前建てたばかりだからまた新しく強化するというようなことは非常に難しいとか、じゃあこの際やってみましょうとか、いろいろ議論がそこから私は出てくるんだろうと思っております、やはり現場とそしてまた報告書を突き合わせた中で認識を深めていくことから、市民の地震への恐ろしさというようなものがわいてくるだろうと思っておりますので、そういう勉強をすることから始めて、そのことでいろいろ市民の声も出てくるかと思っております。

そういうことを受けて、市としましても行政的にやらなくてはならないということもまた浮かんでくるだろうと、このように思っておりますので、そういうことを重ねてまいらなくてはならないと思っているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 有事法制の問題についてはこれ以上深まらないということであります。

活断層の問題については、新聞はいつときしか騒がないんですね、マスコミも。ところが、そこに住んでいる人は半ば永久的にそこに居住するわけでありまして、常に危険にさらされながら暮らさざるを得ないというのが実態なわけであります。

ただ、市長言ったように認識の程度はあります、人によって。鼻で笑う人もいれば、本当に怖がってそこを立ち退こうなどと考える人もいるだろうし、さまざまであります。でも、いずれにしてもそこに住んでいるのは寒河江市民でありまして、それに対する行政の手だてというのを怠ってはならないということであります。

説明会や学習会、当然これは精力的にやっていただかなくてははいけません。あわせてそういうことも視野に入れて、ですから私は中長期の対策ということを行っているわけでありまして、視野に入れて行政として臨んでいくということが大事なのではないかということをお願いして、質問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 11 番ついて、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さん方から寄せられた御意見を踏まえ、社民党・市民連合の一員として端的に質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 11、市政一般について。

緑化フェア成功に向けた課題についてお伺いいたします。

2 カ月間にも及ぶ全国規模の催しは、本市にとって経験のない一大イベントであります。その開幕が 11 日後に迫り、諸準備に当たられている市民の皆さんや職員を初め、関係者の方々の取り組みと御努力に敬意を表するものであります。成功裏に開催されることを期待するものであります。

この時期の寒河江市は、さくらんぼの収穫期であり、1 年じゅうで最も活発に華やぐときでもあります。したがって私は、緑化フェアの成否は、入場者数の多さも要件の一つであるが、それよりも増して重要なのは、緑化フェアに訪れた方々がリピーターとなって来年以降も、さくらんぼの時期はもちろんのこと、さくらんぼに限らず年間を通じて寒河江市を訪れる方がふえることであります。

また、緑化フェアを機会に、市民の意識の中に花を愛する心、花を育てる心、まちをきれいにする心がはぐくまれ、市民一人ひとりの自発的な取り組みのきっかけとなり、着実に実践する人がふえることであります。

そして三つは、今回の緑化フェアを機会に、立ちおけているチェリークア・パーク民活エリアの立ち上げが、ホテル・シンフォニー・アネックスに続いて具体的に動き出してくれることであります。

そのような観点から幾つかの点についてお伺いいたします。

一つは、寒河江市は品格のあるまちづくりを標榜しています。市民の協力のもと、市内の至るところに飾花がなされました。しかし、にわか芸者の化粧のようになっていないかと思うのであります。

一例を挙げれば、若草の道の歩道と民地の境に設置されているガードレールの保護・が腐蝕し、4 年前から至るところで塗装がはがれ、腐蝕したパイプはさびて折り曲がり、ちぎれてむき出しとなり、接触をするものならけがをする危険な状況となっております。これまで再三にわたって所管課に指摘をしているのに、いまだ対策がとられず放置されたままであります。通りにはさくらんぼ園もあり、観光客の出入りもあります。その園地のところも大変危険な状況であります。私は直ちに改修すべきだと思います。

また、それまでの間は危険な箇所は撤去すべきことも指摘をしてきました。現在もまだ撤去されず放置されたままであります。なぜそうなっているのか、その理由を伺いたいと思います。

二つには、フェア後のふるさと総合公園の整備と管理運営について伺います。

これまでの当局の説明では、終われば売店などの仮設建物は撤去するが、花みどり創造館は残すことになっており、さらに、企業、団体などが出展したものについては、植栽した樹木については残すように要請することでありました。しかし、聞くところによると、出展している企業などは、終了後に原状復帰が原則となっていることから、草花を除く樹木については撤去を想定して根回しした包みを解かずに、2 カ月間だけ見せるための仮植をしているとのことですが、実際どういう関係になっているのかお伺いいたします。

三つには、職員の健康管理について伺います。

本来、労働者の安全や健康に関することは労使間で扱われるべきものと考えます。しかし、職員の退職後の後補充も不十分な中で、緑化フェア推進事務局に 10 名の職員が派遣されています。その結果、市長部局の一般職員の定数 278 名のところ、28 名少ない 250 名の職員で日常的なそれぞれの課の仕事をやったほかに、緑化フェアの仕事をやっていることから、職員に無理な負担がかかっています。これから暑い時期に入ります。

2カ月間の長丁場であることから、特に職員の健康管理についての配慮が必要であります。

労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境をつくるための労働安全衛生委員会の設置が法律で定められております。緑化フェアで無理をして職員が病気をしたりけがをしましては、取り返しのつかない損失となります。したがって、職員の健康管理のために安全衛生委員会の開催状況などをも含めて具体的な取り組みはどのようになされているのか、お伺いいたします。

二つ目の政治姿勢についてお伺いいたします。

分権時代における行政対応についてお伺いいたします。

地方分権は、国と市の関係は上下・主従の関係から対等・平等の関係となり、市の行政は国からの指示やマニュアルによるものでなく、市の自主的な判断で決定し執行する、まさに自己決定、自己責任が問われるものになりました。

私たちは3月議会での予算審議に際して、最上川緑地公園整備事業費として1億5,250万円が計上されているのに、基本計画もない中で工事請負費まで計上するやり方は常軌を逸していると指摘をしました。もちろん私たちはこの公園の整備を否定するものではありません。全長600メートル、幅100メートルの競技可能なカヌー基地をなぜつくることになったのか、その経過がわからないばかりか、洪水時の安全対策、取水方法を含めた構造上の検討、利用者の見通しや環境対策、維持管理の方法やその費用などについて明らかにされず、検討が加えられたのか疑問であります。このように、検討もなく既成事実を積み重ね、問題の解明を先送りして事業を進める方法は、改めるべきだと指摘をしてきました。

その後、4月の定例議員懇談会で都市計画課長より、総事業費を含む整備計画概要の説明がありました。それによりますと、総事業費が15億円で、そのうちカヌーコースに9億円を要するというものでありました。しかし、その中でもカヌーコースの維持管理の方法やその費用については未定であり、今後整備を進める中で検討していきたいというものでありました。

私は、市民に対して自己決定、自己責任を持つという観点から、事業計画の決定に当たっては、維持管理の方法や費用、施設の利用見通しなどを分析し、費用効果をも含め判断すべきと思うのであります。市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、行財政改革の流れの中で行政事務量は年々増加し複雑化しているのに、人員は退職の後補充が完全になされず、臨時職員で対応されているものの、実質的な削減になっています。その結果、本来所管の係で調査し作成すべきものがコンサルへ委託となったり、また、庁内での各係との連絡調整に際して、各職場が多忙なために形骸化してきている問題などがあります。退職者の後補充を完全にすべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

三つには、都市計画区域の見直しをめぐる問題についてであります。

慈恩寺地区については、観光開発や古刹・慈恩寺を風致地区として保全する意味からも、市の都市計画マスタープランでも都市計画区域に指定すべく位置づけられ、さきの見直しに伴う地域説明会でも含める旨の説明がなされ、昨年12月議会でも市長より同趣旨の答弁がされたわけであります。

ところが、2月に開催された都市計画審議会に諮問された、諮問案から慈恩寺の山が除かれていたことから、その理由をただしたところ、風致地区などの指定をするためには慈恩寺一山などの協議が必要であるため、と言われました。そこで私は、スーパー農道の建設にかかわって除かなければならなかったのではないかと尋ねたところ、スーパー農道とは関係ないとの見解でありました。3月議会でも同様の答弁であることから、風致地区に指定するためには都市計画区域の指定は前提条件になることであり、当局見解の整理を求めていたわけであります。

その後、聞くところによると、スーパー農道の計画があり、路線が決定されていないために除外したとのことのようにあります。そうであるならば、今回除外された理由として私も理解もできます。ならば、その旨を

事前に説明すべきだったと思うのであります。

しかし、なぜこういった行き違いが生じるのか疑問であります。関係課との調整もされて審議会に諮問されているわけであろうし、また、一般質問に対しても当局の協議がなされているものと思うのであります。

そこで伺います。

一つは、なぜこういった行き違いが生じたのか、その理由について明らかにしていただきたいと思います。

二つには、今後の課題として、スーパー農道の路線が決まったら即都市計画区域に指定し、風致地区の指定などを含む適正な開発が行われるようにすべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたしまして第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

緑化フェアに向けてのいろいろな課題についてお話がございました。

これまで寒河江市推進委員会を組織いたしまして、県の実行委員会と一体となりまして準備を進めてきたわけでございます。やまがた花咲かフェア '02 も 11 日後に迫ってきました。これまでの市民の方々の御協力、御努力に対しまして改めて感謝申し上げたいと思います。

現在、会場の総仕上げに入っております。市内幹線道路等には飾花プランターの設置やフラワーロード、植樹柵の植花が多く市民の協力で終わり、また、のぼり旗、バナーの飾りつけを行い、まちじゅうの歓迎態勢ができ上がってきております。また、催事参加に向けた練習やら、ボランティアとしての参加、おもてなしの準備など、フェア来場者を迎える準備が整ってきているわけでございます。市民はもとより、企業、団体各位に対して感謝を申し上げる次第でございます。

道路沿いのガードレールの御質問がございました。これまで、やまがた花咲かフェア '02 の開催に向けて、会場にアクセスする重要な路線の整備に取り組んできたところでございまして、既に市道寒河江駅高瀬山線やら市道島落衣線が供用されております。JRよりの玄関口となるところの駅前広場、それから南口広場も来る 8 日に供用する予定で進んでおります。

交通安全施設についても、道路案内標識の整備や寒河江駅周辺の歩道の段差解消など、重点的に予算を配分して実施してまいったところでございます。国・県道の管理者にも同様のお願いをして整備を図っていただいているところでございます。

また、予想される交通混雑というものを緩和するために、主要地方道天童寒河江線に信号機を 2 機増設していただくよう県の公安委員会に要請して、実現に至っているところでございます。

御指摘の市道西寒河江駅谷沢線でございますが、歩行者転落防止・があるわけでございますが、その問題なわけでございます。あの道路は御案内のように県道から市道に移管されて今日に至っているわけございまして、そういう関係で、あのガードレールにつきましても設置された時点と道路周辺の状況が著しく異なっている箇所もあるわけでございます。県道の時代ですと田んぼだったわけございまして、それが今は工業団地に変わってきておまして、現在はそういう意味から転落の危険もほとんどなくなってきた状況にあるわけでございます。

そういう状況の変化というものがあるわけございまして、したがって、施設の取りかえなり取り外しというのは、やはり地元の方の御意見も聞きながら検討しなくてはならないと思っております。若草の道推進委員会という一生懸命やっているところもございまして、その辺の御意見もいただかなくてはなと、このように思っております。

それから、緑化フェア展示施設をどうするのかというようなことでございますが、緑化フェアの会場になるところは県の最上川ふるさと総合公園でございまして、ですから、総合公園として整備する公園サイドというもの、緑化フェアに向かって整備したものがあつたわけでございます。

公園事業といたしましては、緑化フェアの主要施設となるセンターハウスとかトイレ、あずまや、池、丘など恒久施設が整備されているわけございまして、それから、緑化フェア向けにつきましても施設とか展示物というのは仮設がほとんどであり、撤去を前提にしてつくられているものでございます。

しかしながら、本公園はチェリークア・パークを構成している施設の一つでありますし、拠点性を高めていくことも必要なことだろうと思っております。

単なる県の最上川ふるさと総合公園としての役割でなく、都市緑化フェアが開催された場所として、会場と

して、後々まで語り継がれるメモリアル公園となるように、また、都市緑化フェアの意義であります緑化に対するところの意識啓蒙、それから緑化知識の普及を図る情報発信基地としても、さらに、市のまちづくりのキャッチフレーズであります「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をイメージさせる施設づくりや、広く県民に親しまれ興味がわくような総合公園でなければならないと、このように思っているところでございます。

したがいまして、フェア後に残してもらいたい施設について、現段階に個々に施設を述べることはできませんが、閉会后、フェア実行委員会が撤去作業に入るわけでありますので、残していただきたい施設、展示物につきましては、早目にフェア展示物の耐久度や総合公園基本計画との整合性というものを考え合わせ、県なりそれからフェアの実行委員会と協議して要望してまいりたいと、このように思っております。

それから、職員の健康管理の問題でございます。

緑化フェア期間中に職員が従事する業務は、総合開会式、それから都市緑化祭の公式行事、寒河江市の日に行われる催事団体の担当、さらに寒河江市推進委員会の独自イベント等のスタッフとして業務従事に当たるわけでございます。

従事体制につきましては、開催期間が58日間と長期にわたり、かつフェア来場者の多い土日にイベント等を計画していることから、それらの従事に当たっては全庁体制で取り組むことにしているわけです。各課等の通常計画されている業務にも配慮し、フェア従事回数とか休日出勤などを極力平均的に職員が配置になるように割り振りをしているところでございます。

また、フェア期間中にはさくらんぼ祭りによるパレードや大綱引き大会もあるわけでございます。休日の業務従事が8時間となる場合は、振りかえを行い休日の確保に配慮し、健康管理に留意しているところでございます。

何といいましても、梅雨から夏の暑い時期にかかるわけでございます。職員の健康管理には十分注意を払わなければならないと考えております。健康管理は職員みずからの自己管理がこれは当然必要でございますけれども、管理監督にある立場で、あるいは職員同士お互いに気配りを行い、長期にわたる緑化フェアに従事していただきたいと、このように思っているところでございます。

次に、新たな事業の決定に際して、完成した場合の維持管理費用とかについて、十分検討した上で事業を決定したらというような御質問でございます。

行政執行に当たっての毎年の事業の決定は、市の基本構想、基本計画に基づいて策定されている実施計画に原則的にはのせているわけでございます。実施計画では、財政計画とともに個々の事業ごとに事業名、事業内容、実施年度、総事業費、当該年度の事業費及び財源内訳を示していることは御案内かと思えます。

この御質問の事業の決定に際しましても、完成後の管理費用や利活用を検討した上で判断すべきでないかということでございますが、新たな事業の決定というものは、財源の裏づけとか、あるいは国、県の補助が受けられるかどうかとか、あるいは地方債の充当はどうかとか、あるいはつぎ込まれるところの一般財源の見通しなどというものを踏まえて、さまざまな角度から総合的に検討しているわけでございます。その中で後年度の維持管理費や利用状況というものを調査し、事業費投入に対する投資効果や効率的な運用等についても十分考慮を払っているというところでございました。

大きな事業というような場合には、何をやるか、何を目標にしてどんな目的を、というものを明確に示しているわけございまして、この辺につきましては十分これまでも話をしてきているところでございます。

そして、この事業の達成に当たりましても、その後の管理等に当たりましても、コスト意識というものを持って取り組まなくてはならないと思っているわけでございます。効率的にこれをこうやっていかななくてはならないと、こういうことございまして、つくるときだけの問題じゃなくて、その後におきましてのことも十分考慮したところの費用対効果というものを考え合わせて進んでいるわけございまして、何にしましても費用対効果、費用といいましますと広い意味での税で賄うわけございましますし、それが効果となりますと、いわゆる地

地域の活性化あるいは地域の発展、寒河江市の発展、そしてそれが税にも還元なされると、こういうようなことを、費用対効果というようなことも十分勘案しながらやっているわけでございます。何にしましても地域の活性化に向けて税を使うわけでございますから、市民に、地域に、そして地域の発展に結びつけるということを手に入れてやっているところでございます。

それから、コンサルの話が出てきました。

新たな事業計画をする場合には、基本的には今申し上げましたように本市の基本構想、基本計画に沿った事業であることが前提であります。それらを計画する段階において、比較的大きな事業の場合には各課にまたがる場合がほとんどでもあるわけございまして、関係各課で構成するプロジェクトなるものを設置しております。

今も申し上げましたけれども、事業の際には国や県の施策に基づく補助とか起債の動向とか、一般財源の充当額などを踏まえながら、維持管理や投資効果などさまざまな角度から総合的な検討を行いながら、事業を進める方向というものを決定しているわけでございます。したがって、事業の計画・立案の段階では、国、県の職員も入る場合もあるし、関係団体の方の御意見も聞く場合もあるし、しかし、最終的に事業の方向というものは市独自で決定しているわけで、これは当然でございます。

ただ、国、県への事業採択申請、いわゆる公共事業ですと、当然これは事業採択申請というような行為が出てくるわけでございます。ですから、事業採択申請あるいは事前申請に当たり提出するところの計画書が、かなりの膨大な資料になるわけございまして、詳細にわたる資料等を含めまして専門的な作業等が伴う場合が多いわけでございます。この場合、職員だけで計画書を作成するには莫大な時間を要することや、高度に専門的な作業を伴うことになりまして、あるいはほかの事例というようなものも参考にしなくてはならないと、こういうこともございます。

行政というのは、事務執行に当たりましては、やはり常に最少の経費で最大の効果が得られるよう努めることが求められているわけでございます。今申し上げましたような場合の計画書の作成等については、コンサルタントに委託することもあるわけございまして、常に行政運営の効率化の観点から、事務事業で民間に委託できるものにつきましては民間委託の拡大を図り、行政組織及び事務事業の改善に努めることが肝要であると常々思っているわけでございます。

そんなことから、コンサルにお願いする場合もあるわけございまして、職員が少ないからコンサルと、こういう考え方ではございませんことを御理解いただきたいと思っております。

それから、都市計画の見直しのことの御質問がございました。

このたび、市内の道路網整備や市街地と周辺集落部の家屋が連檐してきている状況、広域的な視点による隣接市町の都市計画区域と一体化を図る必要があることから、都市計画区域の見直しを行ったわけでございます。

平成 10 年度から見直し作業に入りまして、昨年 11 月に地区説明会を開催するとともに、本年 2 月に都市計画審議会の御意見をいただきまして市の原案をまとめたところでございます。

県の都市計画審議会の審議を経まして、平成 14 年 5 月 7 日に山形県より拡大される区域が告示されているところでございます。その結果、都市計画区域は、3,008 ヘクタールふえまして 5,109 ヘクタールとなったところでございます。

この区域拡大の見直しに当たりましては、市の振興計画とか都市計画マスタープランを基本としながら、生活圏となる可住地や平場と一体的な位置にある保全が必要と思われる山林地域も含めて検討したところでございます。また、区域界については、行政界や道路、水路等の地物、それから対象物がないところにおいては字界で線引きをしたところでございます。

この慈恩寺地内につきましては、13 年、昨年 12 月におきまして、将来は歴史的伝統を保全する上で何らかの地域指定も必要と考えられるところであり、そしてまた、保全する考え方でエリアに入れていきたいと考

えていると、私から答弁したところでございます。

見直しの実務作業に当たり、慈恩寺周辺地域の線引きについて区域界を何にするか、種々検討したところでございます。下界から望まれる峰にするか、その裏山のすそ野、道路、河川等であるか、種々検討したところでありますが、線引き境界の一つに考えられる寒河江中央地区県営農免農道のルートが未決定であることから、このたびは本堂、三重塔、寺院を含む山王台真下の小字界で線引きしたものでございます。

また、14年、ことしの3月議会におきましては、将来とも慈恩寺建造物とその一帯についても保全していかなければならないと思っていると、また、保全の都市計画上の方法としましては風致地区や伝統建築物群保全地区などの指定がありますが、今後、本山慈恩寺や地域の方々、専門家の意見をいただき検討しなければならない課題であると、これまた答えているわけでございまして、このたびの見直しであの地区の都市計画区域は終わりだとは言っていないわけでございます。

何度も述べておりますが、慈恩寺本堂、三重塔等建造物と周辺の山林資源等が一帯となつての慈恩寺であると思っております。今後、地区指定となれば地権者への規制も出てまいります。そういう意味から、地元の方々と十分に話し合いを持ち、地区指定や都市計画区域の拡大についても検討してまいらなければならないと思っております。

それにおきまして、同地区につきましても考え方は当初からずっと同じ考え方で進んできているわけでございまして、今後いろいろ規制がかかりますから、その辺のことを十分地域の方々に御意見をいただき、あるいは御協力をいただきながら、見直しする場合は見直すということにもっていかなくてはならないと、かように思っているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今、1問に対する答弁いただきましてありがとうございました。さらに理解を深め、さらによりよい形で事業を進めるという観点から再質問をさせていただきたいと思います。

緑化フェアの関係であります。これは全国から大勢の方々が寒河江市に来るわけでありまして、そういう中で、去年から指摘をしながら、当局も最善の努力をされているんですが、松くい虫の関係です。これは、2日に全国植樹祭もあって私も参加してきたんですが、バスの中でも行く途中もあるいは帰りも、松くい虫いないと、向こうの方はいないところを来たんですが、ずっと帰ってくるというと、寒河江を中心に、今も河北町に入ってくると、根際というか、あの辺から箕輪、慈恩寺山、そして白岩山、谷沢の方、平野山、柴橋の方というふうに、もう大変な状況になっているわけでありまして。

特に緑化フェアの中で、ああいうふうに真っ赤に松の木がなっているというのは、非常にイメージ的にも好ましくないわけでありまして、市でも大変な予算を計上しながら、あるいはまた県ともタイアップをして事業を進めているわけでありまして、松くい虫に対する取り組みの状況がどうなっているのかまずお聞きをしたいと思うんです。

それで、現在の被害木の本数、どれぐらいになっているのか。もう調査してそれぞれ対策されているというふうに思うんですが、そして、この現在の被害木の処置というか処理といいますか、伐倒駆除で処理しているわけですが、これの見通しはどのようになっているのか。

それから、もう4月から14年度の予算で事業を執行しているわけですが、予算額に対する契約の状況がどうなっているのか、お聞かせをいただきたい。

それから、こう見て、ずうっと寒河江の国道なりあるいは高速道路なり歩いて、もう松くい虫の被害が出ている地域であっても、市や県の松くい虫に対する伐倒駆除の対策がとれない地域があるというふうな話もお聞きをしているんです。処理対象地域でないということに対応できないというふうなお話も聞くわけですが、その区域というのはどういう形でされているのかです。

佐藤 清議長 川越議員に申し上げますが、松くい虫の件について通告されてありますか。

川越孝男議員 していました。2問目で聞くということでした。

佐藤 清議長 わかりました。

川越孝男議員 そして、区域から外れる地域についてはもう処理がされないのかどうか、この点もお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほど若草の道のガードレールを申し上げたんですが、私も道路の安全施設であって撤去などできないのかどうかかわからなかったものですから、その辺も調べて教えていただきたいということで、事前の打ち合わせの段階で申し上げていたんですが、転落防止柵なので、田んぼでなくて大分、工業団地で造成されて埋まったり、あるいは畑になったりというふうなことで、撤去も可能なような先ほどの話であって、地元の声も聞いて対応したいというふうなことでありました。

しかし、1問でも申し上げたんですが、それからこの前打ち合わせの際に来られた方にも申し上げ、あるいは所管課の方にも申し上げているんですが、現場を見ていただくとわかるんです。もう非常に危ない状態になっているんですね。もう折れて道路の方にも突き出ているというふうな状況ですので、ただ、それは法的に撤去できない構造物なのかどうかあったものですからお聞きをしたわけです。

今はもう撤去も可能だというふうなことのようですので、やはり地元と話をして、「こいつこのまま残してけるは」ということは私はないというふうに思うんです。現場を見た所管課長はわかるというふうに思うんですが、ぜひ緑化フェアの開会までには、ああいう危ない、みっともないものはやはり撤去していただきたいというふうなことで申し上げておきたいと思っております。

それから、緑化フェアの会場の出展したものについて、必要なものについては残してほしいというふうなことで事前に要請をしていきたいというふうなことでありましたので、ぜひ出展している業者の方や、あるいは団体の方と行き違いないように、なるべく早くそういう意思統一を図っておいていただきたいというふうなふうに思っています。

私聞くとところによると、もう原則、全面撤去、原状復帰というふうなことだから、そのつもりで来ていますというふうなことがありましたので、逆に言うと、皆持っていけというふうに言われているのでそれに向けてさまざまな対応をしているというふうなことのようにありますので、ぜひ、後からになって「いやあ、前もって話聞いていればこうしたのに」なんていうふうにならないように、意思疎通を、県のエリアでございまして、県も含めて、事前に十分な意思疎通を図っていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、あのエリア、最上川ふるさと総合公園は県のエリアでありますので、直接的には市は関係ないというふうに言われるのかなというふうにも思っていますが、メインの施設は残っていくわけですが、今後の活用などはどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、撤去していった後の最上川ふるさと総合公園の今後の整備計画と申しますが、スケジュール的なものが県との間で協議されているのかどうか、お聞かせをいただきたい。

それから、今度、直接ふるさと総合公園の方でないわけでありまして、今回の緑化フェアに向けて寒河江サービスエリアに高速道路の臨時ゲートがつけられたわけでありまして、これも終わると撤去というふうな形で説明されているんですが、存続の可能性というのはないのかどうか、この点もお聞かせをいただきたいと思います。

それから健康管理の関係であります、先ほど市長から基本的な答弁がございました。それはそのとおり十分配慮をしてやっていただきたいと思っております。

なかなかそれぞれの部署によってというふうなことなのかどうかですけれども、例えば今休まれている土木課長なども、大変仕事が忙しくて連日残業をしなければならぬような状況にあったというふうなことも聞いています。したがって、そういうふうな、もう課長で自分の仕事の調整ができない、そういう場合にはその上あるいは別な部署からやはり目を配りながら健康管理をしていく、そういう指導できる体制をきちっととっていただきたいと思っておりますし、1問でお尋ねした労働安全衛生委員会の衛生委員会ですが、寒河江市の本庁の場合、この開催状況がどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから最上川緑地公園の方の関係であります、先ほど市長の答弁では、つくるだけでなくその後の維持管理や利用状況など、あるいは費用対効果の関係なども十分考慮を払って事業を進めているんだというふうなお話がありました。当然だというふうな私思っています。

しかし、さっき1問でも申し上げたんですが、4月の全員協議会での説明の際には、その管理運営費や維持管理の方法などについては、これから検討していくんだというふうなことだったんです。しかし、その後も議員の方々と、私どもの会派だけでなく、緑政会の議員の方ともお話をする中でも、何人かの方はやはり維持管理のためにどれぐらいかかるのかも示していただいて決めていくということは必要なんだねと、これから決めるでなく、もしかしてそれぐらい金かかるんだしたら、事業計画をここをこう変更しなければならないんじゃないかということだって含めて検討する課題だというふうなことからして、やはり維持管理などどうなのか聞くべきだと。また逆に、もう当然そういうことは行政として、先ほどの市長の話にもありましたように、当然そういうことははじき出しているはずだというふうな話もあります。

したがって、市長は十分考慮を払っているというふうなことでありますので、カヌーコースについての維持管理の方法や費用はどれぐらいというふうなことに今見られているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。（「緑政会ではそういうふうな問題は聞こえない」の声あり）緑政会でない、緑政会の方と話をした際に、そういう方もございましたということをお知らせいたします。

それからコンサルの関係ですが、人が少ないからすべてコンサルに任せるといふに言ったのではなかったんです。コンサルでしなければならないものもある。あるいは、もう庁内の協議を、いろんなものが、もう一つの課、係で事業を立案できるというものは今ないと思うんです。いろんな課と、係と協議をしながら事業を推進していくということになっているわけですから、そうした場合に、所管の課が起案をする、そしてそれぞれの関係する係で協議をする、こういうふうになるわけですが、実際のところやはり所管課任せになってしまう。起案した担当の課がして、もちろんよその関係する人たちも目を通していいでしょうけれども、なかなか全部なっていないと、目が通し切れていないと。これはなぜかという、自分のところの仕事でみんな手いっぱい状況がある。したがって、本当は係で協議する際、調整する際に全部目を通してチェックをして指摘をしたりしなければならぬんだというふうには思うんですが、そうでない部分がいっぱい出ているというふうなことを申し上げているわけでありませぬ。

その具体的なものとして、先ほど来、最後に1問目で申し上げました都市計画区域の諮問の関係などは、具体的にその例に入ると私は思っているんです。先ほど市長が言われたようなことも、私は今回の議会の中での所管課との打ち合わせの段階でカットした理由もお聞きをしました。しかし、そのことは都市計画審議会の中で私提案したんです。そういうふうなことじゃないんですか、そういうことではありませんというふうになっていて、今こういうふうになってくるわけですから、それを今さら言った言わないということを私ぶり返すつもりはないんです。そういうふうなことが現実には起きているので、そういうふうなことも協議の際には、十分に検討し合えるような体制をつくっていただきたいということを、まず現実的な状況からして要望をしておきたいと思ひます。

それからもう一つお尋ねしたいのは、緑化フェアに向けて、緑化フェアの会場もそうですが、あと民活のあの辺と寒河江市内全域に飾花がなされております。国道、県道、市道、ずうっと。そして、それは今までですとプラスチックのプランターやなんかでやられていたわけでありませぬが、今回からそのカバーといいませぬか、木製のものがずうっとかかっているわけだ。

したがって、これの扱いです、今後あの木製のプランターを来年以降どういふふうな形で使用していくのか。冬期間の保管やなんかをどのようにしていく考えなのか。プラスチックのプランターですと重ねて10でも20でもがさばらなくなるんですが、木製のあれは、おけのものは重なるんですが、そうでないものはなかなかさばって大変だなというふうなことで私は見ているんですが、それらの冬期間の管理なり保管などについてどのように……、大変いい木製のプランターの囲いでありませぬけれども、どのようにされていくのかお聞きをいたしまして2問にしたいと思ひます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 たくさんありましたが、まずは松くい虫のことです。今年度も年度当初から防除対策、頑張っています。

現在進めておられるところの被害木の伐倒駆除、805 立方メートル、これにつきましては昨年の秋口に調査を進めて、そして予算の 1,130 万円で緑化フェアに向けて、駆除したいという計画をしたところでした。それで進めているわけですので、5 月上旬に再度調査しましたところ、さらに被害が拡大しているわけですので、新たに約 800 立米の被害木が確認されている状況です。

そんなことがありますし、緑化フェア開催も目前に迫っておりますし、場所が高速道路や国道とか県道筋なところですので、優先的に対応はしておりますけれども、その残りにつきましては、これもやはり国の補助があるわけですから、この補助などもちょうだいすることを頭に入れて、早急に協議しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、契約の状況とか対象区域外の云々につきましては担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、若草の道の防止柵のお話が再度ございましたけれども、1 問で申し上げましたようにいろいろな経過があるわけですので、あるいは状況の変化があるわけですので、ですから、市といたしましてすぐさまそれにとりあえずのことにならなかつたところですので、先ほども申し上げましたように、あそこに一生懸命になっている団体、若草の道をやっている方々もいらっしゃいますから、その辺の意向も、やはり地元の意向というものも聞いてみなくてはならないと、こう思っております。

それから、フェアの会場でございますけれども、これは、2 カ月間のために花を植えた、あるいは木を植えた、こういうことですので、仮植、仮設というものが非常に多いわけですので、ですから、これは残してもらいたいとか、これはずっと欲しいなというふうになりましても、やはりあのまま植えつけておく、あるいは仮に設置しということはないと思っております、ですから、その辺どのような形にするのか十分これも、内々に話しておりますけれども、十分詰めていかなくてはならない問題だと。そして、どれを残してどれを永久にあそこに置いてもらうかと。そして県の公園計画もあるわけですので、それとの整合性も図らなくてはなりません。そんなことも十分考慮しながら対応してまいりたいと、こう思っております。

それから、多分ガラスの中の、テーマ館ですか、あれなどの利用方法だろうと思っておりますけれども、センターハウスといいますが、あれなども 1 階などは子供の遊び場などにできればいいと、こう思っております、いずれこれは一般開放ということになるわけですので、そんな中で子供にも十分使ってもらえるようなセンターハウスにしていきたいと、このように思っております。

それから、全体の整備計画でございますけれども、現在の緑化フェア会場となったところの地域がまずは整備されると、整備されているわけですので、じゃあ高瀬山方面のところが残っているわけですが、用地は買収して県の公園敷地になっているわけですので、あの辺につきましては全然まだ話はしていないわけですが、それにつきましても、この前議会にお示したように重要事業の中で引き続き整備方を願いますと、こういうことを言っておりますので、県の方におきましてもそれらは承知しているものと、このように思っております。

それから臨時ゲートでございますが、私の方からしかけて、ようやく何とか臨時ゲートを 2 カ月間、大会期間中だけということで認めてもらったわけですが、その後につきましては、非常にあのまま残すということにつきましては、いろいろ事務的にも何にも大変な作業が必要ですし、厳しい問題だろうと思っておりますけれども、これもまた御案内のように重要事業の中であれを引き続きやって残していただきたいものだと。

それは何も、何回も言うんですけれども、クア・パークだけの問題ではございませんでして、周辺の自治体あるいは周辺の道路とのアクセスということ、地域全体の活性化ということに結びつくかと、こういうことで何とかあれを開放型インターチェンジとして要望してきたわけでございますけれども、今回は開放型インターチェンジでなくて、臨時のゲート、仮の入り口と、こういうことになって認めていただいたわけでございますが、今後におきましてはこれから継続して関係当局に要望してまいろうと、このように思っております。

それから健康管理でございますが、安全衛生委員会の開催の状況、これは担当の方から申し上げます。

それから、仮称でございますが最上川緑地公園、これについては、現在これもうちの担当の方から資料もお上げして、説明しているわけございまして、今後のスケジュール等につきましても御案内かと思っておりますけれども、これはあくまでもスケジュールでございますから、14年度には測量・実施設計、掘削工事と、あるいは15・16年度には広場の整備工事と、17年からかけてグラウンド広場とか芝生とかと、こういうことを言っているわけでございますから、まだまだ国なり県の方に上げてあそこの認可をもらうとか、あるいは事業の採択とかということに進んでいくわけでございますから、まだまだこれからでございます。まだ緒についただけでございますから、それで15億、それから管理云々と、こう言われましても、これはわからないと担当の方が言うのは、率直な、当たり前だと思うんでございます。

それを今の段階で何億、何ぼかかる、管理はだれがするんだと、こう言われましても、できていない、どんなものができるのかという段階でそう言われても、これはむちゃというものでございまして。(発言者あり) これまでは非常に難しい段階でございまして。(発言者あり)

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

佐藤誠六市長 皆さんも担当したことないからわからないんじゃないかなと、こう思いますけれども、失礼かとも思いますけれども、実際、これ大事業でございますから。いろいろ最初に計画したものと最後まで同じだということはございませんでして、1回口にしますとそれがひとり歩きするようなことに使われますから。ですから、そういうことは存分に御理解いただきたいものだなと、このように思っています。

それから、慈恩寺でございますけれども、見直しの過程がどうだったと、こういうふうな話でございますけれども、一般的に寒河江市の事業のやり方というのは、全く私から見ましても非常に各課との連携がとれておりますし、また、各関係団体・機関との接触も私は非常にスムーズにやっていると。これはほかの市町村以上に頑張っているなど、私はこのように思っております。これは職員がそれなりの部署のことを十分わきまえながら一致協力してやっていこうと、こういう気持ちのあらわれだなと思って喜んでいるところでございます。

それから街路の飾花ですか、これを将来どうするのかと、プランター。これは担当の方から申し上げたいと思います。以上です。

佐藤 清議長 農林課長。

安達勝雄農林課長 市長から答弁申し上げましたほかに、幾つかの質問についてお答えいたします。

一つは松くい虫の予算額に対する契約の状況でございますが、現在、当初予算が 1,130 万円、市長が申し上げましたとおりでございます。それに対して契約が 1,081 万 5,000 円でございます。残 48 万 5,000 円ということになっておりますけれども、拡大しているような状況でございますので、これにつきましても引き続き仕事を進めていくというような考え方で、今準備をしているところでございます。

それから、区域から外れるところの対応というようなことで御質問ございました。一般的には県の補助で対応している区域、これは景観づくりの区域とか、あるいは公共的な施設のあるところといったようなところが補助で対応されます。それ以外につきましては市の単独事業というようなことで、これまでも対応してきているところでありますが、どういう場所なのか、相談させていただきたいというふうに思っております。

それから、被害木の処理についての御質問ですけれども、御承知のとおり松の中には体長 1 ミリメートルのマダラセンチュウというセンチュウがねじれ現象に中に入っておりまして、そのような関係で製品には全く利用されないために、現場に積み重ねましてビニールで燻蒸処理をしている状況でございます。これまでもこの方法で対応してきておりますもので、このほかにないのではないかというふうなことを思っているところでございます。以上です。

平成 14 年 6 月第 2 回定例会

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 衛生委員会の開催状況についてお答えいたします。

おおむね 1 年に 1 回程度を基本といたしまして開催いたしております。最近では 13 年 3 月に開催いたしております。以上でございます。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 木製のプリンターのカバーについての御質問でございますけれども、来年度、国民文化祭が開かれることになっておりますので、そちらの方の担当課の方からぜひ使わせてほしいというふうな申し入れがあります。

それから、数が非常に多いわけございまして、使い切れないところについては、これまでどおり道路沿いに置くプリンターの木製カバーとしても使ってまいります。さらには、公共施設、学校、それから地区の公民館分館、それから都市公園等々に使わせていただきたいというふうに考えております。

当然、冬期間の管理もそれぞれお配りしているところで管理をしていただくというふうなことになるかと思えます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 どうも大変ありがとうございました。

それで、それぞれ先ほど申し上げた点、余り市長と対決したりして言うつもりは毛頭なくて、そういう先ほど指摘したような点をぜひ頭に入れていただいて、行政執行に当たっていただきたいということを要望して終わります。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告しております財政危機と市政改革について市長に質問をいたします。質問に先だつて誠意ある答弁をお願いしておきたいと思ひます。

さて、現在、日本の国と地方の財政は、国民経済計算の政府レベルのものに限定しても、単年度で 40 兆円を超える GNP 比 6 ~ 7 % 規模の財政赤字を出し続け、2001 年度末で政府債務の長期累積残高が 666 兆円で、対 GNP 比 130% に達していると報じられました。まさに借金まみれの破綻した財政状況と言わなければなりません。

地方財政の危機も、国の財政破綻と表裏一体で深まっております。1970 年代以降、日本の地方財政は大きな赤字を出し続け、地方債の大量発行と地方債務の累積を引き起こしてきました。とりわけ 80 年代以降の日米構造協議によって、日本が実施することになった公共事業 10 力年計画は、単年度平均 63 兆円であります。地方財政の地方債依存を決定的なところに導いたのであります。

国は、揮発油税などの目的財源以外は、ほとんど国債発行によって公共事業財源を調達して、この大部分を公共事業関係の国庫補助金として地方に移転し、地方自治体を公共事業の事業主体に仕立て上げてきたのであります。その際、地方自治体は巨額な負担を地方債で賄い、地方交付税交付金でさえ、事実上その裏負担金とされてまいりました。

80 年代後半以降、国が財政再建を優先して国庫補助金を削減し、地方の公共事業を単独事業に軸足を移す転換を行い、自主財源に乏しい地方自治体は、単独公共事業の財源調達を専ら地方債に依存することになったのであります。それだけでなく、その際の地方債増発に伴う公債費増大を、国が一定部分を地方交付税で手当てするという手の込んだ補助金化の手法まで使ったのであります。

こうして地方自治体は公共事業の拡大に加担させられ、この財政運営は地方交付税の財源不足を加速し、地方債発行の拡大と地方交付税特別会計の借入金の増大という形で地方債務を累積させ、地方財政の危機を深化させてしまいました。

先進国では類がないと言われる地方自治体による公共事業は、国の施策や地方支配の独自の財政メカニズムのもとで、債務に依存して推進されてきたのであります。このように、膨大な公共事業は、目的公債としての国債と地方債の大量発行によって、中央集権的な財政制度のもとで進められ、それが地方財政の経費を膨張させ、経常収支の赤字を増大させるに至ったということでもあります。

地方交付税制度が地方自治体全体の固有の財源を財政力格差是正のために配分するという、本来最も重要な役割とする平均的な財源調整の機能は薄れてしまい、現実には、国から地方への政策的財源再配分の役割を強めるものになってしまっております。さらに、臨調行革以来、地方への国庫支出金を補助率の一括引き下げによって大幅に削減して交付税に移したのと同時に、交付税の基準財政需要額の算定方法を、国の裁量によってかなり変更しております。その結果、一般財源の財政調整措置であるはずの地方交付税交付金は、特定財源の交付金へと、いわば国庫補助金化が一段と強化されてきたのであります。

また、その過程で、地方自治体が自主的な裁量によって自前で実施できるはずの地方単独事業が、国の景気対策に協力して実施させられるという事態も加わりました。それは、単独公共事業の財源調達を地方債の発行で手当てし、その地方債の元利償還費を地方交付税によって措置することで誘導してきたのであります。こうして交付税の補助金化はきわまるころまで来て、地方財政の危機の深まりに直面し、制度のひずみも表面化してきたのであります。

ところで、本市の一般会計や特別会計、企業会計、土地開発公社などの外郭団体の決算状況を年度ごとに追ってみると、こうした一連の経過と連動していることがよくわかります。そして今、本市の財政状況は危険水域に達していると思っております。

こうした財政危機は、交付税における財源不足の地方債補てん方式によってもたらされたとする見方もありますが、しかし私は、自治体である以上、補てんされた財源を活用し、財政運営を安定した軌道に乗せていくこともまた、本来の責務であると考えます。政府の責任もさることながら、不必要に財政を膨張させたのも一因であることも否定できず、自治体としての財政運用のミスも指摘しなければならないと思います。

そこでまず総括的に伺いたいと思いますが、私は本市の財政状況の厳しさの裏には、こうした財政制度を背景として、チェリーランド建設を初めクア・パーク、駅前再開発事業など相次ぐ大型プロジェクトの推進や、また、経済対策による安易な公共事業の受け入れがあると思っておりますが、市長はどのように考えておられるのか、まずお答えいただきたいと思っております。

また、財政状況は一般会計だけでなく、他の特別会計でも起債残高が大きく膨らむなど深刻化し、土地開発公社の外部会計は一般会計をも脅かしていると言わなければなりません。もし市長に危機意識がないとすれば、一般会計の形式的収支ベースでものをとらえ、ストック、連結決算からの分析がないからと言わなければなりません。

平成8年から12年度の決算状況を見ると、基金も取り崩され、財政力は極めて乏しい状況にある反面、後年度に財政支出を伴う地方債残高や債務負担行為は急速に伸びております。土地開発公社などの抱える不良資産の処分が余儀なくされれば、一気に深刻な事態になると心配しますが、市長の見解をお尋ねし、今後の自治体の財政運営には連結決算による分析が必要ではないかと考えますが、あわせて御見解をいただきたいと思っております。

次に、一般会計の決算と土地開発公社の会計決算に関連してお尋ねをいたします。

市の委託事業で先行取得した開発公社の土地を再取得する際、財源がないという理由で引き延ばしていくと、簿価だけが膨らんでしまうこととなります。買い手がないのは市の責任であって、プロパー事業と違い、この場合は開発公社の責任ではありません。

そこで伺いますが、かつてのホテル王将や湯坊いちらくのときのように、市が再取得して一たん市が引き取り、土地について市と開発業者との間で契約書を取り交わし、その契約が不履行になった場合、登記簿上では市の所有権で契約を変更して公社に戻して決算処理することは、粉飾決算に当たるといふ識者の指摘がありますが、市長の見解を伺いたいと思っております。

次に、公共投資に対する行政評価システムの導入についてお尋ねをいたします。

全国的に見ますと、開発事業の失敗で巨額の損失を抱え込み、四苦八苦している自治体は少なくありません。これは、一つには公共投資の費用効果システムの適用を怠ったことに大きな要因があります。自治体財政の健全化は、本質的には財源の操作や減量経営だけでなく、行財政システムの変革に求められるものと考えます。自治体改革、つまり市政改革なくして財政危機は突破できないものと思っております。

公共事業に対する交付税措置をてことして安易に受け入れる手法も、既に臨界点に達しております。分権時代にあって、公共投資に対する行政評価システムを取り入れ財政の健全化を図るべきであると思っておりますが、御見解を伺いたいと思っております。

実例をもとにして言えば、例えば新寒河江温泉の給湯条例などのように、特定の民間施設が使用する場合、ランニングコストも出ないような公共投資のあり方や価格の設定は、もし恣意的でないとするれば、これは財政運営のミスとしか言いようがありません。

また、先ほどの川越議員の質問にもありましたが、去る2月の全員協議会における実施計画の説明で、初めて明らかにされた競技力ヌー場をメインにした最上川緑地公園整備計画は、既に隣の西川町にはカヌー競技場

は整備されております。同じ施設として競合しかねず、合併論議も交わされようとしている今日、慎重さがあってしかるべきであり、事業決定に至る経過は余りにも拙速と言わなければなりません。

厳しい財政事情の中で、国の補助事業だからといってすぐ飛びつくのではなく、市民にとって本当に必要なものなのか、事業効果や維持管理費なども十分検討して決定すべきものであります。つまり、公共投資における決定システムとともにそのアカウントビリティも高めていくことであり、公共事業における評価システム導入によって、事前・中間・事後の費用効果分析、経営アセスメントをつくり、市民を巻き込んだ広範な形で議論を行うことであります。

私たちは、巨額の公共投資が、市の財政にはかり知れない負担をもたらすことを現実には体験しております。減量経営の中にあっても、いまだ先行き不安なクア・パーク事業の民活エリアも、未完成なまま抱え込んでおります。今、公共投資決定のシステム自体も変革しなければならない時期と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、地方財政制度の改革についてお尋ねいたします。

さきに述べましたように、地方交付税交付金の補助金化という変質は、本来は自治体独自で判断すべき政策の中立性を崩壊させて、遠隔操作で地方財政をコントロールするようになりました。また、交付税が補助事業の裏負担を算入し、補助事業を優先的に基準財政需要額に算入していく傾向を深めたのであります。

地方自治体は、交付税措置をにらみながら、政府に合わせて財政を編成し、より多くの交付税を確保しようとしてます。しかし、結果的にこの連動は政府施策のミスを増幅させることになりました。地方財政における自治体の開発事業の失敗は、多分に補助金による投資奨励の財政措置を交付税がさらに事業費補正などで後押しする形で加速されていったのであります。

交付税は、本来、地方財政の一般財源を補償するのが目的であって、その財源を活用して自治体が最も効果的な地域政策を考案、実施するところに価値があるという原点に立ち返ることが今必要なことだと思います。

これまで申し上げてきたような新たな施策を取り入れ、自治体みずから改革を行い、自治体経営能力を向上させるとともに、地方財政制度の改革をなすために、連携・行動することが重要なことと考えますが、いかがでしょうか。重ねて誠意ある答弁をお願いして、私の第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

市政改革と財政危機というふうなことがまず第 1 番目でした。

現下の地方を取り巻く財政状況は、長引く景気の低迷による税収の落ち込みや減税による減収を補てんする起債、それから累次の景気対策による大幅な公共事業等の増加に伴う地方交付税に裏打ちされた起債などを増発したことなどにより、近年借入額が激増し、地方自治体は厳しい財政運営を強いられていると、これは一般的なことですが、そういうことも認識しているところでございます。

しかし、地方自治体は、少子高齢化に向けた地域福祉の充実や、生活関連社会資本の整備等の重要課題に対応していかなければならないのでございまして、今後とも地方公共団体が担うべき役割と行政需要はますます増大することとなります。

このような中で、地方分権の推進に向けて地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担っていくため、積極的な行財政改革等の構造改革に努め、特色あるまちづくりを展開しているところでございまして、本市の平成 12 年度末の財政状況の指標を見てみますと、経常収支比率 85.2%、起債制限比率等は 10.4%でございます。両指数とも県内全市町村の平均的な数値であり、健全な財政状況にあると認識していません。

これまで、駅前中心市街地整備、それからチェリーランドの整備、クア・パークの造成、さらには土地区画整理事業、教育施設の整備等、広範な分野にわたり事業展開をしてきたところでございますが、このような財政状況を維持できているというのは、あらゆるチャンス、そしてまたタイミングを的確にとらえ、国、県等と連携をとりながら有利な制度というものを活用した結果であると認識しております。

しかし、今後大幅な税収や交付税の伸びが期待できないことを認識いたしまして、行財政運営に努めていかななくてはならないと、このように考えております。

それから、連結決算の話でございます。

地方公共団体は、普通会計において現金主義をとっているのに対しまして、企業会計、公社会計では発生主義をとっており、単純には連結できないという問題がございます。また、各会計分野ごとに法令等がございまして、これに基づいて事務処理をしていることから、現行制度内での連結決算は技術的に困難であり、国レベルでの検討も進んでいないのが現状でございます。

このため、市全体の財政状況分析につきましては、今のところは、議会に報告し御説明を申し上げている各会計の決算を、それぞれ突き合わせながら理解に努めていただきたいと思っているわけでございます。

そうした中で、連結決算はできないとしましても、バランスシートや行政コスト計算書などを使いながら、特別会計や企業会計を含めた市全体の財政状況を分析できる方法がないものか、今後の研究課題としていきたいと思っております。

それから、クア・パークの土地の契約についてのお尋ねでございました。

クア・パークの民活エリアのホテルなどに係る土地につきましては、平成 10 年 5 月に市と土地開発公社が一括売買契約を締結いたしまして、議会の議決を経て土地の引き渡しと所有権の移転をしたところでございますが、ホテル王将と湯坊いちらくが事業から撤退せざるを得なくなったことに伴いまして、平成 11 年 3 月に変更契約を締結し、売買代金を減額して市から公社に当該土地の引き渡しと所有権の移転を行ったものでございます。

当該土地は、登記簿上は市の名義になっておりますが、日本の登記制度においては、登記簿に記載されていることをもって民法上の物件としての所有権を有していることにはならないものでございます。したがいまし

て、所有権は実質的権利を有する土地開発公社が保有しており、公社の資産としての公社の貸借対照表に記載になっているものでございます。

この土地については、民間への譲渡の見通しがついた段階で、市と公社の間で売買契約を締結し、土地の引き渡し及び所有権の移転を行うこととしております。

契約変更で処理したことが、市の決算において粉飾決算に当たるのでないかとの質問でございますけれども、ただいま申し上げましたように、市が過去にホテル王将、いちらくと契約した土地は、現在は開発公社の所有となっており、市には所有権がありませんので、当然にして本市の決算書の財産に関する調書には記載していないものであり、粉飾決算に当たらないものでございます。

物の本によりますと、粉飾決算というのは会社の資産内容や収支状況をよく見せるために、貸借対照表や損益計算書の数字をごまかした決算と、こういうふうに書かれておりますが、何もごまかしているわけじゃございませんでして、市の帳簿には載っておりませんで、開発公社の財産台帳にちゃんと載っているわけございまして、この契約におきましても議会の議決を経てやっているわけございまして、粉飾決算とおっしゃられると、どういう意味でおっしゃるのか本当にわからないところでございます。

それから、行政評価システムということでございますけれども、コスト削減、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立等の効果を導くための有効な一手法としてとらえられ、全国の自治体において行政改革の推進のための手法として、その導入に当たっての検討が行われていることは御案内のとおりでございます。

しかしながら、日本では行政評価歴史も浅いこともあり、導入に当たっての手法も明確でなく、特に市町村においては、評価自体の重要性は認めるものの、実際の導入までには至らないことも多いのではないかと考えているところでございます。

全国的な取り組み状況を見ますと、県とか政令指定都市ではほとんど導入しておりますけれども、市町村では試行中を含めて9%でございまして、これは13年度の7月末現在の総務省の調査でございますが、県内の13市の状況でも、酒田市のみが導入しているようございまして、ほかは導入する意思もなさそうでございます。

県及び政令指定都市のような行政規模の大きな自治体に比べ、行政規模の小さい市町村の導入が進んでいないのは、行政評価の実施に当たっては、事業の指標化は避けて通れないものでありますが、指標の設定が困難であり、特に小規模の自治体におきましては、行政評価の導入について大きな負担になることも考えられるわけでございます。

また、大きな行政規模の自治体に比べて小規模の自治体は事業数も少ないため、新たな行政評価システムを構築しなくとも、既存の行政のシステムの中で十分に対応できるからであると思っているところであり、労多くして益の少ないものになるのではないかと考えているところでございます。

本市の場合、事業の採択につきましては、先ほど話も申し上げましたが、振興計画に基づく実施計画の策定時や予算の査定時において、事業の効率性や必要度などを十分に検討するとともに、事業の成果等も十分に見きわめながら事業の見直しを行うとともに、新たな住民ニーズについても十分に対応させていただいているところでございます。

また、新規事業の説明につきましても、何回もこれまでも申し上げましたが、住民説明会やらあるいは市報等を通じて市民の皆様にお知らせするとともに、議会の全員協議会を開催していただくなど、あらゆる機会をとらえて行っているところでございます。

このようなことから、今のところ行政評価システムを取り入れる必要性を感じていないところでございます。最後に交付税についての問題がございました。

今国においては、骨太の方針に基づくところの聖域なき構造改革に取り組まれております。それによりますと、地方財政制度の抜本的改革もその基本方針に盛り込まれておりまして、構造改革によって地方財政にも少

なからぬ影響が出てくると思っております。

そうした中で、自治体としてできることは何か、さまざまな事業を推進しながら財政の健全化を維持していくにはどうすればよいのか、このことが大きな課題となってきます。そのような中で、行財政改革として常に事務事業の見直しや効率的な行政運営に努めることはもちろんのこと、財源の確保あるいは歳出構造の見直しにも積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。

景気低迷によりまして税収が減少している中で、そしてまだまだ社会基盤の整備が不十分な中で、市民の幸せにつながる施策を講じることは必要不可欠なことをごさいます、ただ国に頼るのではなくて、税収を伸ばすことや有利な制度を活用するなど、より多くの財源を確保することが大事であると考えております。

また、地方分権のもと、地方自治体はみずからの判断と責任で、地域の実情に沿ったところの行政を行うことが求められております。このため、これからは自助と自立の精神のもと、今まで以上に知恵を出し、工夫を凝らしながら税収を伸ばし、また有利な事業というものを取り入れて、個性ある自治体として自立していくことが必要でございます。

緑化フェアの誘致をやりましたし、あるいは最上川緑地公園、今懸案の最上川緑地公園整備事業もそのためのものをごさいます、このことは市民に大きな活力をもたらすであろうし、これをきっかけにさらなる産業の振興と税収の伸びにつなげていきたいと思っております。そして、これらを寒河江市発展の支えに、また自力充実の基盤にしていきたいと、このように思っております。

平成 14 年度の施政方針のしょっぱなに、平成 14 年度は自力充実の年だと、そしてまた発展基盤の創出の年だと、こういうことをうたってあるのもこのことからでございます。

それから、交付税とのかかわりでございますが、ただ単に国に交付税を減額しないような要望をするというようなだけじゃなくて、交付税制度というものは、うまくこれは活用する必要があることを思っております。

これまでは寒河江市におきましては、交付税措置のある有利な起債や国庫補助制度というものを取り入れながら事業を推進してきたところをごさいます、その結果、よその自治体よりは多くの交付税を受け、多くの社会基盤の整備をすることができたし、そうした取り組みによって寒河江市は発展してきたと思っております。

交付税制度にも、いろいろ問題ないと私は思っておりません。自治体の努力のあるなしにかかわらず、一律に交付税が交付されるというものはいかなものかなというような気もしております。すなわち、自主的に税収をふやしたといたしましても、その大部分、市町村の場合ですと 75%が基準財政収入額に算入されるのでございます。それに応じて交付税の受取額が減らされるわけでございます。自治体の手取り分がふえなくなると、こういうことでございます。

現在、地方交付税制度の見直しが議論されております。御案内かと思えますけれども、地方分権の中で、権限の移譲もさることながら、税財源の付与も同時に来なければ、地方自治体はしっかりした自治というものはできなくなってくるわけでございます。

現在、国においては経済財政諮問会議あるいは税制調査会等におきまして、税源と交付税、これを同時並行的に審議する方向のようでごさいます、この際、交付税についてもいろいろ議論がなされているわけでございます。

国におきましても議論はなされておりますけれども、担当の総務省と財務省の間にいろいろ意見が分かれておりまして綱引きをやっておりますけれども、地方分権という立場から地方の身になって、大いに議論していただきたいものだなと、このように思っているところでございます。

そうでなければ、せっかく地方分権だ、あるいは地方のことは地方にと、こういうことは空念仏に終わるようなことがあってはならないと。そういうものが、税財源の移譲におきましても、あるいは交付税制度におきましても、十分権限に見合った、市町村自治体が自立できるような制度になっていただかなければならないと、かように思っているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

内藤 明議員 第 1 問について御答弁をいただきましたが、少し前と前進した御答弁もいただいたところがありますが、例えば連結決算あるいは行政評価システムの取り入れというような問題については、前にも申し上げたことがありますけれども、これは市長は信念の人であるというふうに見えて、なかなかそれを突き崩すまでには私も至らない、もう少し私も勉強しなくちゃいかんなど、こういうふうに変更しているわけがあります。

ところで、忘れると悪いので早目に申し上げておきますが、いわゆる土地開発公社の資産を売却した問題について、市長は、議員は何で粉飾決算と言うんだというふうな形で首をかしげられたわけではありますが、これは何も私が言っているわけではなくて、識者が言っているというふうに私は申し上げているわけでありまして、いわゆる本来ならば、一般会計で処理すべきものを土地開発公社の方で処理させているのではないかと、こういうことなんですね。

極めてわかりやすいというふうに思いますが、要するに健全な経営に見せかけているということだというふうに思うんです。それは、負担はそういうことでは開発公社がしているということから見ればそれは明らかではないかと、こういうふうに思うんですね。

それで、その点で若干疑問が生じたので改めて伺いたいと思いますが、それでは、先行取得する際には業務委託するというふうに思うんですが、市と開発公社の契約の内容はどのように定められているのか。例えば引き渡しの日とかあるいは代金を受け取った際の登記の仕方とか、そういうふうなものについてどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

なお、私は大変不自然だというふうに思いますのは、本来であれば、登記上は市において、所有権は開発公社であるとなったら、大変私は不自然であるというふうに思いますし、それは一般的な商取引では余り考えられないことだと思います。したがって、であるならば、一たんこれは登記上も開発公社のものにやはり直しておくべきではないかなと、こういうふうに思います。そうした点について改めて御見解を伺いたいと思います。

それから、いろいろありましたので申し上げなければなりません、事業決定に至るその公共投資のあり方に対して、やはりシステムを直していくべきではないのかなと、こういうふうに申し上げたんです。それで、それは行政評価システムの取り入れということで考えていないというふうに言われたのだと私は理解をしますが、先ほど川越議員に対する答弁でもいろいろ述べられておりました。いわゆる決定システムの中には、そうしたものの検討もするというのももちろん含まれております。それから、住民を巻き込んだところの議論がやはり必要なのではないかなと、こういうふうに思っているんですね。

市長の答弁をとるわけでありませんが、私と関連しているところがありますので、それを受け継いでなんていったら大変恐縮ではありますが、そのことをもってちょっとお聞きしたいと思いますが、コスト意識も十分持っている、というふうに言われましたね。費用対効果も考えているんだと、というふうに言われました。税の還元なども見込んでいるんだ、というふうなこともありました。

では端的にお聞きしますが、例えば年間の収容者数と、税の還元というふうにおっしゃいましたので、どのような形で税収と申しますか収入が上がって、どのぐらいのものになるというふうに踏んでいるのか、教えていただきたいと思います。それから、言うまでもありません、先ほどの費用についても教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、カヌー競技場をメインとした最上川緑地公園の関係にこだわるようで申しわけありませんが、なぜ私たちは多面的な方面からやはり検討を加えるべきだというふうに言うかといいますと、それは市長も御承知だというふうに思いますが、これからやはり財政的に大変になってくるというような状況を踏ま

えて、いろいろ検討を加えなければならないと思っております。したがって、管理運営、そうしたものについても検討を加えるのは、私は議会としては当然のことだと思えます。それは、市民もまたそういう意味では注目していることだというふうに思いますし、ぜひ明らかにしていただきたいと思えます。

それから、洪水時の話もあったのでちょっと重ねてお聞きしたいと思えます。そうしたことも多分検討なされたというふうに思いますけれども、何か前、たしか4月の全協だったというふうに思いますが、あそこの事業をする予定の広場は41年の羽越災害以来洪水に遭ったことがないというふうな話だったというふうに思いますが、先ほどの地震の話じゃありませんけれども、地震は調査すればある程度予測はできると。雨はちょっと大変ですね。これは予測できないでしょう。ですから、あす降るかもわからない、あさって降るかもわからないというような状況の中で、そうしたものについてどのように検討を加えたのか、改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

それからもう一つ、ちょっと別の角度からお聞きをしますが、さっき開発公社の問題でお聞きをしましたが、ちょっと加えて教えていただきたいと思えます。これは、民活エリアの部分とそれから最上川の間の残地といいますか、つまり細長い土地になるというふうに思いますが、面積的には1万平米ぐらいになるのかな、ちょっと私計算しておりませんのでわかりませんが、その部分については市としてはどういうふうにする考えなのか。だれかに買っていただく予定なのか、つもりをしているのかですね、それをちょっと教えていただきたいと思えます。といえますのは、いつまでこれを抱えておくのかなと、こういうふうに思っているものですから、そうしたところについてぜひ教えていただきたいと思えます。

それから交付税措置については、交付税の問題、市長もいろいろあるというふうに言われました。私の問題の視点のとらえ方といいますか、問題あるという視点のとらえ方がちょっと違うようでありますけれども、要するに交付税制度そのものが私は破綻しているというふうに思っているんです。

わかりやすく言うと、これはもちろん地方の責任だけではありませんけれども、しかしこれは地方で抱えた全体の借金というふうなことからすれば、旧国鉄の債務のような形で別枠で対応しないと、単年度ではもちろん返すことはできないわけありますから、そういうふうなものになってしまうのではないかなというふうな考えを持っているわけでありまして、それがいまだに何かうまい制度を使って金をいっぱい持ってきて、補助金あるものによってというふうなやり方だとすると、いまだにやはり「みんなで渡れば怖くない」のようなものではないかなというふうに思われてならないわけであって、そうしたところにもやはり私は、自治体の長、市長は長でありますから、何といいますが、検討を加えて物を申したり、あるいは要求をししたりしていくことが必要なのではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

それから、連結決算は必要ないというふうに言われました。それでは逆の視点でお尋ねしますが、外郭団体の会計である開発公社、またこだわるようで恐縮ですが、いわゆる公拡法では5年以内に原則として買い戻さなければならないと、こういうふうになっていますね。先行取得した土地については、市が5年以内に原則的には買い戻さなくてはいかんというふうになっていると思えますけれども、そうすれば、その公拡法をもとにすれば、5年来たものについてはそれぞれ個別に買い戻すような手だてをしなくてはならないというふうに私は思うんですが、したがって、先ほど来答弁がありました、何ですか、買い手が見つかってからなんてのんきに構えていては困るんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてもあわせてお尋ねして2問にします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 王将の件の契約のことですが、簡単に申し上げますと、あそこは、あの土地全体、民活エリアの土地は公社で買収して、そして市と公社が売買契約を結んで、そして今度は市と民間が売買契約を結んで、ホテルを建てるなりあるいは物産館にしようとしているわけですが、王将の場合はそれが解約されたと、向こうの都合で解約したと。ですから、市と会社の契約も変更したと。そして、この二つの会社の分は公社の所有権になっている、ただ名義は市にあると。一言で言えばそういうことでございまして、それを議会の議決にかけて御了承、議決をいただいたと、こういう経過でございます。

ですから、どなたかがおっしゃるようなことではないんだということを、改めて申し上げるわけですが、すけれども、これは議会の……、ちょっとその辺の法律的な解釈、契約の解釈も私わかりませんが、議会の議決まで経てやったんですから、これはまた、これを直すということは非常に難しいのではなからうかなと、このように思っております。もしも担当の方でわかる人間がいれば追加答弁してもらいます。

それから、公共投資のあり方ですが、何回も申し上げましたように、振興計画、実施計画、予算と議論を重ね、そして関係者との打ち合わせをやりながら、あるいは市民に対しても説明をしながら進めてきているわけですが、大事業ということになりますれば、まあ一、二年でおさまるものじゃございませんでして、10 年以上も経過しているものでございまして、ですから、そういう中でやってきたわけではございません。

また、世間の注目のものは、目を浴びたきた事業、非常に多くあるわけですが、チェリーランドにしましてもしかり、駅前にもしましてもしかり、クア・パークにしましてもしかり。ですけれども、注目を浴びながらも、あるいはそれに対して説明をし、答えながらやってきて現在このようになってきているわけではございません。

ですから、何も隠し隠さず、すべてオープンにして、地域住民の方々の御理解と御協力をちょうだいして進んできているわけですから、例えば駅前の中心市街地にしましても、何回もこれも申し上げたと思えますけれども、区画整理事業の途中において区域を変更する、拡大する、そして駅舎を移設する、踏切も移転してというような事業も、かつて全国にないものをもやったということも、十分に地元で説明しているからここまできているわけですが、これは、横文字で言うとアカウントビリティーですか、説明責任というようなことは十分果たしているからこそ理解と信頼を得てきたのじゃなからうかなと、こう思っております。

そういう中でございますから、市民を巻き込んだ事業のやり方というようなお話でございますけれども、全く市民を巻き込んだ、協力を得たところでやったものだと、このように思っております。

それから、コスト意識、税の還元の話がございましたけれども、やはり事業をやるにはこれは税金を使うわけではございません。起債にしましてもあるいは補助金にしましても、これだってせんじ詰めれば税金なわけではございませんから、やはり税というものをむだにしないで、そしてそれは使ったならば、それなりに市民にお返しするという謙虚な気持ちで取り組む必要があるかと思っております。

そうですから、事業費につきましても十分精査しまして、そしてそれができ上がった場合には地域の活性化、そしてまた、それから税収が上がるようなものでなければならぬと思っております、これまでいろいろ投下した公共事業によりまして固定資産税、償却資産税、上がってきているわけではございますが、そういうことによりまして投下した税以上のものが寒河江に入る、市の懐に入るということを考えていなくてはならない。それだけ税が寒河江に入る、市に入るということは、市が活性化する、市民が元気があるという証拠なわけではございますから、そういう方向で進んでいかなければならぬと思っております、寒河江市では大変な大きな事業をやりましても、何とかやりくりできましたのは、これまで投下したものが還元されてきているからだろうと、このように思っております。

それからカヌーの問題でございますけれども、カヌー、カヌーってカヌーのことばかり取り上げられますけれども、あそこはやはり最上川緑地公園でございますので、ですから、カヌーだけの、600メートルと100メートルだけの問題じゃございませんでして、全体をうまくどう生かすかと、こういうことなんでございます。

西川にカヌー場があるからどうのこうのとか言いますけれども、公認としてのカヌー場というのは東北にないわけでございますから、一大拠点基地にするということと、やはり運動公園も併置する、あるいは子供の遊び場も併置すると、こういうことで26ヘクタールをもっていくということでございますから、その辺の理解をしないで、カヌー、カヌーとおっしゃいますけれども、ですから、これをやるにおきましては、いろいろこれから実際に入っていきますならば、あそこの占用許可でしょうね、まず、国土交通省の土地でございますから。それをお借りしなくてはなりませんし、公園の承認も得なくてはなりませんし、事業の採択も受けなくてはなりません。

そういうことで、これをまた実際にやっていくには、業としてやる分野につきましては民間の力ということも必要だろうし、こういう中でいろいろそれぞれの知恵を集めて、あるいは財源も調達しながらやっていこうと思っております、実際、ですからできる分はカヌーの施設もあるだろう、あるいは公園の部分もあるだろうし、あるいは遊園地の部分もいろいろ配色していくわけですがけれども、それはこれから十分詰めていかななくてはならないと、こう思っているわけでございます。

それから、地震の話に関連して洪水はどうだと、こういうこともあるわけでございます。この辺につきましても、十分国の方と打ち合わせをしているものでございまして、ですから、何十年に1回、何百年に1回洪水があるというふうなこと、そういうことになって施設が……、災害というふうなことが十分ないようなことの手当てというものも、これは国においてもあそこを貸すわけでございますから、十分これにつきましては意を用いていただけるものと、このように思っております。

それから、最上川べりの土地、これにつきましては、私もちょっとどこを指しているのかわかりませんが、多分、ホテルから遊歩道をおりて、遊歩道の先の話かなと思いますけれども、あれにつきましてはこれから関係者と十分協議してまいらなければならないと、このように思っております。

それから、交付税制度の問題が出ました。交付税特別会計の話も出まして、国鉄のようになるのじゃないかというふうな話もありましたけれども、この辺につきましては我々が云々できるものじゃなくて、自治体としましては交付税制度が地方自治体のプラスになるような運用をしてもらわなくてはならないと、こう思っておりますから、特会云々はこれは国の方で大いに議論していただきたいと、このように思っております。

また、市におきましても、全国市長会あるいは全国町村会等々を通じまして、地方財政基盤の充実強化、地方税財源の充実確保、そして地方交付税等の安定的な確保、それからまた地域総合整備事業債というようなことにつきまして、いろいろ地方の言い分を国に上げているわけでございます。

ですけれども、1問でも答弁申し上げましたように、国の方でも税財源と一体にして、税財源を譲渡するかわりに交付税を引き下げると、あるいは国庫補助金を引き下げるために地方交付税を下げるとか、いろいろ今議論がなされて、国の間においてもかみ合っていないようでございまして、経済財政諮問会議なりあるいは税制審議会でもまだ意見が決まっていないわけでございます。

また、それにあわせて、交付税ですと特に事業費補正なり、それから人口段階補正というのがあったわけでございます。

事業費補正というのは、事業をした場合にはその一部を交付税に算入して基準財政需要額で見てもらうと、こういうことであつたわけでございますから、それをうまく活用してきたところもあるだろうし、できないところもあつただろうけれども、そういう事業費補正というのものもあるだろうし、あるいは人口段階補正というものの、小規模の人口の地方自治体も、何とかやっていけるようにということでの人口段階補正でございますが、今回合併の問題が出てきておりました、小規模の市町村は人口段階補正がなくなることにより、大幅に交付税

が減額されるというようになるわけで、ですから合併を進めなさいと、こういうふうなことが裏にあると言われるわけでございます。

そんなことから申し上げます、いろいろ地方交付税の功罪というものはあったと思っております、先ほども答弁申し上げましたように、寒河江市におきましてはこれをうまく活用して社会基盤の充実に努めてきたと、このように考えておりますが、今後は非常に厳しい状況にあるのではないかと、こう思っております。

それから、民活エリア云々の話がございましたが、買い手を見つけて頑張るということでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 では、開発公社とのかかわりがございましたので、私の方からお答え申し上げます。

まず最初に、クア・パークの民活用地の所有権の移転等のお話ございました。あの土地については、これまでも申し上げてきたとおり、土地所有者から取得する際、税法上の関係から代行用地として処理をいたしているということでございます。

あと 2 点目の、公社と市との売買契約の中に所有権のことについて規定があるのかということでございますけれども、後で変更した売買契約の変更の中にも所有権の移転ということで、その削除した土地を公社に引き渡し所有権を移転するものとするということで、市から公社の方に所有権を移転する旨契約上に規定をされております。

あともう 1 点の代行用地の場合の 5 年以内のということがございましたけれども、恐らく公拡法、法律そのものには 5 年以内というふうな規定はないというように思っております。

ただし、ここでちょっと資料を持ってきておりませんが、国の所管の方から 10 年以上の場合というような指導があったように記憶をしております。5 年というのは、県の方の調査で新聞に載ったのかなというような記憶です。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 今の部分から、私の勘違いでなかったとすれば、たしか公拡法では 5 年以内に買い戻すように努めなければならないというふうな、たしか……、だったような記憶あるんですが、間違っていたらごめんなさい。ぜひもう 1 回そのところを御検討の上、見ていただいて、それで対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、売買契約の内容について私がお聞きしたんでなくて、いわゆる市と開発公社の間で、要するに業務委託、先行取得する際の業務委託されると思うんです。それについて内容がどういうふうになっているのかということをお尋ねしたんです。そこに契約にかかわる問題で、例えば金の支払い方とかあるいは登記の仕方とか、そういうふうなものも規定されているのかどうかということをお聞きしたつもりなんです、そのところを改めてお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、民活用地とそれからいわゆる最上川の間の土地について、市長から関係者と協議をして詰めたいというふうなお話だったと思いますが、関係者というと開発公社だけしかないんじゃないかなというふうに思いますけれども、だれを指して関係者と詰めたいというふうに言っているのか。それは、その部分を含めて業務を委託したというふうなことになるれば、それは開発公社から委託内容に従って、やはり引き取り、再取得しなければならないのではないかなということだというふうに私は思いますけれども、そうしたことについて、もし私の認識と違うとするならば内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市長、なかなか答弁上手なものですからそちこち飛ばしていただきまして、そつなくといたしますか、うまい形で最後の部分だけを帳じりを合わせていただいた形のような答弁になってしまった感がいたします。

私は、実にわかりやすく最上川緑地公園の話だけをとって、それについてお尋ねをしたつもりですが、そのほかの公共事業やあるいはプロジェクトについて御説明なさって、税収がどうの、あるいはその他の問題についてもいろいろ触れられました。

端的になぜかという、どうしてカヌーというふうな問題を取り上げたかといいますと、総額 15 億円というふうに言われる中で、カヌー基地に 9 億円もかかるというんでしょう。ですからカヌー場というふうに言ったわけであって、何もそれだけをもって云々しているつもりは、私もないつもりでありまして、ただ、わかりやすく言うために言ったつもりでありますので、そうしたことはぜひ御理解の上、先ほどのいわゆる税の還元であるとか、それからいろいろさきも質問した点について、費用対効果の問題であるとか、ぜひ端的にその部分に絞って、経費の問題であるとか管理経費の問題であるとか、ぜひ絞ってお答えをいただきたいということをお願いしておきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 民活用地と最上川沿いの土地が、だれが所有してどういう経過になってあそこにあるのか、その辺がちょっとわかりませんから、市においてあれは関係者がいるならば関係者と十分協議してやっていきましよう、ということでございまして、予想した質問にはなかったものでございますから準備しておりませんので、担当課長もそうだと思いますから、ですから、関係者がいるとすればそれらの方々と十分協議をしていかななくてはならない問題だなと、こういうことだけなんでございます。

それからカヌーの基地、9 億円が大分ひとり歩きしているようでございますけれども、これは、ですからこれからの問題なんでございますけれども、ですけれども、一応今、大体このようなことになるかなということで、担当課の方から出してお話し申し上げているわけございまして、それがどう変更され、あるいは変わっていくかというようなことは、非常にわからない分野というのが多うございます。

ですけれども、やはり計画を立て、そしてこれをある程度事業の中で、県なり国の方に上げていかなければならないわけでございますから、そうでなければあの公園というものを使えないわけでございますから、ですから本当に概略というようなもので今やっているわけでございます。ましてやどういう建物が出て、だれが経営して、管理はどうと、こういうことまでは踏み込んでいないのが現段階でございますから、こういうことは御理解いただきたいと思ひます。

佐藤 清議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 市と開発公社のあのクア・パークの民活用地の取得についての業務の委託についての申請書、契約書等については、この場所に持参していないのではっきりお答えはできないところでありますけれども、あの当時の委託書には場所とそれから面積と期限などが記載されておまして、代金の支払いについては別途協議ということにしていたというふうに記憶しております。

なお、登記の方法というのは、その委託の内容には明記はしていなかったというふうに記憶しております。以上です。

散 会 午後 3 時 4 7 分

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。